

= 2019年度～2023年度 =

第2次西目屋村地域福祉計画 第3次西目屋村地域福祉活動計画

「小さくてもつながりは強く

～日常に福祉を添えて～」



西目屋村・社会福祉法人西目屋村社会福祉協議会

は じ め に

西目屋村では、平成 26 年に「西目屋村地域福祉計画」を策定し、「誰もが互いに支え合い、安心して暮らせるつながりのあるむらづくり」を基本理念とし、地域福祉施策の推進に努めてまいりました。

しかしながら、近年進行し続ける少子高齢化や人口減少、財政不安に加え、地域社会に目を向けると、生活習慣や価値観の多様化、核家族化により家族や地域住民相互の支え合いの関係が失われ、連帯感の希薄化が進んでおります。これまでは家庭や地域内の支え合いで解決できた問題が解決できなくなり、虐待や孤独死、生活困窮、災害時の要配慮者への支援の必要性など新たな問題が発生する要因にもなっています。



こうした中、ひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て家庭など何らかの支えが必要な方にとって安心して暮らせる地域社会づくり、老人福祉、児童福祉、障害者福祉のそれぞれの分野にとらわれず、地域住民が自ら考え、主体的に地域福祉活動を実施する仕組みづくりがこれまで以上に重要になっております。

「西目屋村地域福祉計画・地域福祉活動計画」では住民を対象としたアンケート調査を実施いたしました。西目屋村地域福祉計画策定から 5 年が経過した今、当村においても新たな福祉課題、暮らしの中で抱える困りごとが明らかになっております。

「地域」を視点に住民・企業・行政がつながり合うこと、少しの心遣いや支え合いが、気づきや解決するきっかけになると信じ、「小さくてもつながりは強く～日常に福祉を添えて～」を基本理念に地域福祉の推進に取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました多くの関係者の方々をはじめ、アンケート調査にご協力くださり、貴重なご意見をいただきました住民の皆様から感謝申し上げます。

2019 年 3 月

西目屋村長 関 和典

は じ め に

少子高齢化や核家族化の進展、地域住民同士のつながりの希薄化などにより、地域や家庭を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、地域における支え合いや助け合い、自立を支援する福祉サービスや地域で住民相互に行う福祉活動により、包括的に支えていくことが求められています。

このような中、社会福祉法において、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉推進」が掲げられ、地域住民や関係機関、他分野等も含めて連携・協力し、地域福祉推進に努めなければならないとされました。これに基づき市町村における地域福祉計画策定が規定され、福祉サービスや地域福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備することとなり、西目屋村においても地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針と方向性を示す重要計画として策定することとなり、これに歩調を合わせ当社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画（3次計画）について、プロセスや地域福祉推進の基本理念を共有化する等、西目屋村地域福祉活動計画と一体的策定に至りました。

この計画は、西目屋村や地区会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会をはじめ各関係機関と連携を図りながら、住民参加と福祉の総合化を推進していくための活動・行動計画であります。

当社会福祉協議会では、西目屋村と一体的計画に「小さくてもつながりは強く～日常に福祉を添えて～」を掲げ地域福祉活動に邁進する所存です。今後より一層皆様のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました多くの関係者各位に対し、心から感謝申し上げます。



2019年3月

社会福祉法人西目屋村社会福祉協議会
会 長 工 藤 孝 雄

目 次

第1章 計画の位置づけ

第1節	計画の趣旨	7
第2節	計画の位置づけ	9
第3節	計画の期間	10
第4節	計画の管理	11

第2章 西目屋村の現状及び分析

第1節	西目屋村の現状	13
第2節	西目屋村の地域資源の状況	16
第3節	ニーズ調査の結果	18
第4節	制度改正	32

第3章 計画の方向性・目標

第1節	課題の整理	33
第2節	基本理念	33
第3節	基本目標	33
第4節	計画の体系図	34

第4章 施策の展開

第1節	基本目標1 好循環型地域づくりの推進	39
第2節	基本目標2 あなたに寄り添う福祉文化の創造	49
第3節	基本目標3 未来につなぐ人づくりの推進	65

資料

西目屋村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	71
計画策定経過	73
計画策定委員会委員名簿	74
計画作業部会部員名簿	74

第 1 章

計画の位置づけ

- 第 1 節 計画の趣旨
- 第 2 節 計画の位置づけ
- 第 3 節 計画の期間
- 第 4 節 計画の管理

第1章 計画の位置づけ

第1節 計画の趣旨

1. 計画策定の背景

近年、私たちの地域においても少子高齢・人口減少社会となり、暮らしや就労形態の多様化と、家族関係の希薄化や地域内の相互扶助機能の衰えにより、地域社会が大きく様変わりしています。

また、高齢の夫婦世帯やひとり暮らしの高齢者が増加する中、医療・福祉制度の改正では高齢者や障害者の生活が病院・福祉施設から在宅へと移行しており、地域における福祉ニーズが様々な形で増大してきています。

さらに、近年各地で発生した自然災害では、その大きな被害を最小限にするために、相互に協力する意識と、地域住民や地域の多様な主体が参画した支え合いが必要とされています。

このように、多くの課題に直面している地域を活力あるものにしようとする地方創生と、誰もが安心して生活できる地域福祉を実現しようとする地域共生社会の取組みは、福祉の領域にとどまらず、教育、商業、農業、サービス業、工業、防犯、防災、環境、地域振興、交通等を含め人・分野・世代を超えた社会全体で相互に支える、支えられる関係づくりとそれを持続することが必要不可欠と考えられます。

西目屋村及び西目屋村社会福祉協議会は、地域共生社会の実現を目指し、そこで起こりうる課題を受け止め、地域住民をはじめ多種多様な分野を超えて住民一人ひとりの暮らしと生きがいを支え、また、地域の基盤強化を理念に掲げて策定する地域福祉計画と、それを確実に実践するための地域福祉活動計画を一体的に策定することにより地域福祉を推進していきます。

2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

本村が策定する地域福祉計画と地域住民や福祉事業者等の民間団体が相互に協力し合い地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画は、本村の充実した将来の地域福祉事業・活動の発展に向けて策定しています。

これまでの事業・活動に加え地域の基盤強化や体制整備を行う地域福祉計画と、これらを地域住民が主体的に実践していく地域福祉活動計画は強いつながりを持ち、両計画が一体して策定されることは役割や出番が明確化された、確実性のある計画づくりとなります。

青森県型地域共生社会の実現に向け、本村では地域福祉推進の中核的機関である社会福祉協議会の基盤をさらに強化し、本村の地域福祉活動をコーディネートするとともに、世代や分野を超え連携した活動や新たな取組みへの挑戦を協働して実施していきます。

このことから、本計画は社会福祉協議会と連携して、基本理念や基本目標を共有し相互に整合性を保ちながら支援政策を推進するため両計画を一体的に策定することとし、本計画を「西目屋村地域福祉計画・地域福祉活動計画」とします。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

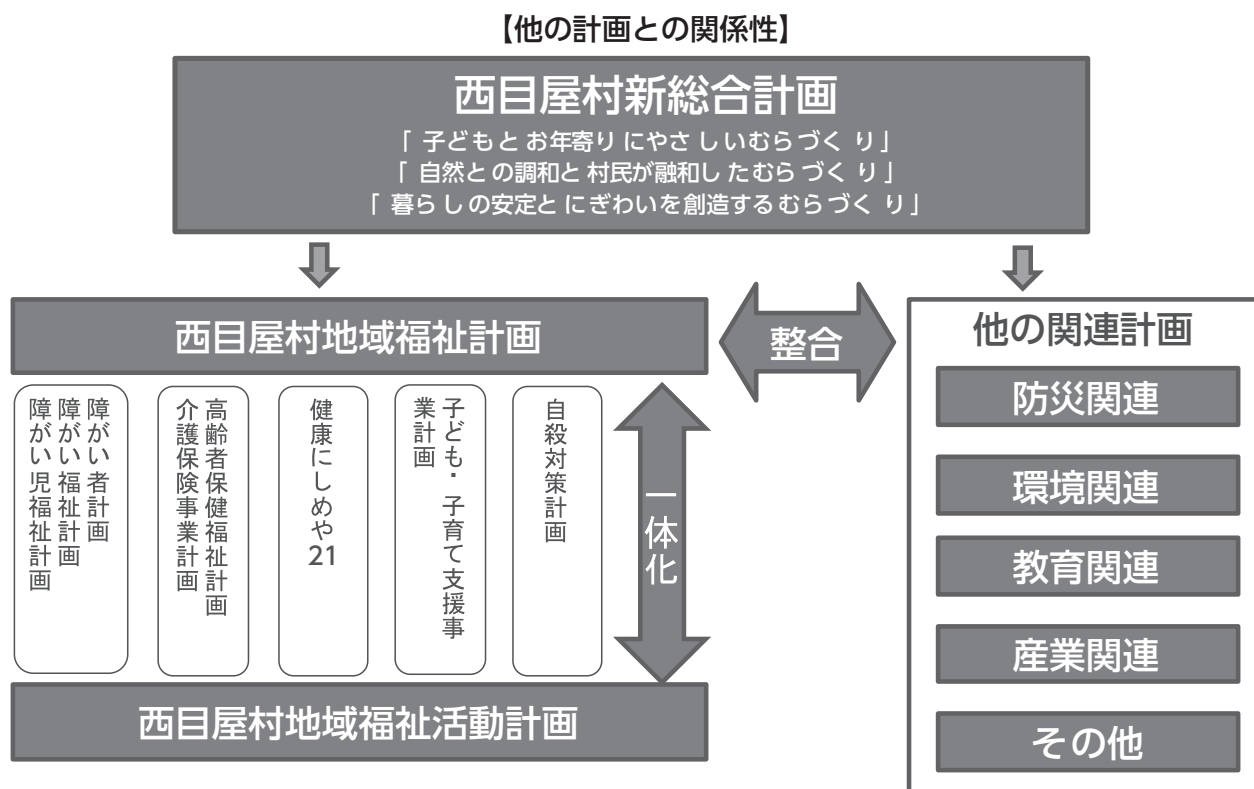
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第2節 計画の位置づけ

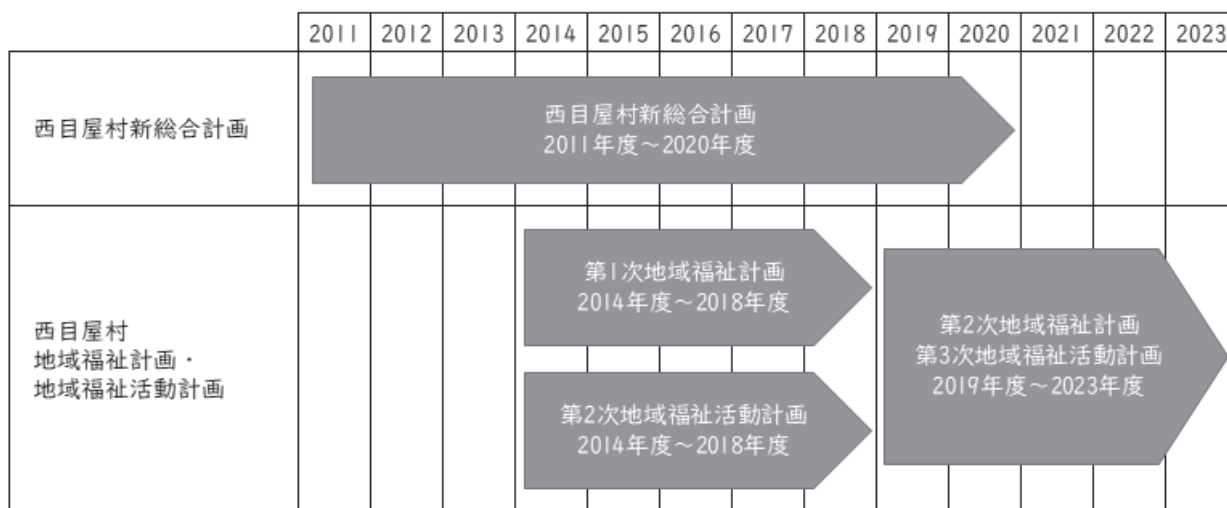
本計画は、西目屋村新総合計画を上位計画とし、高齢者、障害者、健康増進などの行政計画、並びに他の関連計画との整合性と連携を図りながら策定するものです。



第3節 計画の期間

西目屋村地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

また、刻々と変化する社会情勢とともに、必要に応じて見直しを行います。



（参考）福祉関連分野等の村計画等の一覧

計画等の名称	策定	計画期間
第7期西目屋村高齢者保健福祉計画	2018年3月	2018～2020年度
第7期西目屋村介護保険事業計画	2018年3月	2018～2020年度
第3次西目屋村障害者計画	2018年3月	2018～2023年度
第5期西目屋村障害福祉計画	2018年3月	2018～2020年度
第1期西目屋村障害児福祉計画	2018年3月	2018～2020年度
西目屋村子ども・子育て支援事業計画	2015年3月	2015～2019年度
西目屋村健康増進計画健康にしめや21（第2次）	2013年4月	2013～2022年度
西目屋村男女共同参画推進計画	2011年3月	2011～2020年度

第4節 計画の管理

1. 計画の推進

地域福祉の推進は、福祉意識を醸成していくための福祉教育をはじめ、利用しやすい相談体制や支援体制の充実、地域環境の整備、地縁組織の活性化など、取組みが多く分野にわたっています。このため、村の全庁的な連携体制を強化し、福祉、保健、医療等の関係部局が横断的につながることで高齢者、障害者、児童などの分野をこえた総合的な支援の提供を図るとともに、本村で定めている各種計画に基づき、住民が健康で豊かな生活を送ることができる、さらには、誰もが参加できる活動の場づくりや仲間づくりを通して、地域とのつながりを高め、充実した施策の展開をすることによって、青森県型地域共生社会の実現を目指す取組みを推進します。

特に、高齢者分野については、介護保険サービスの総給付費は増加傾向にあるため、社会参加と健康づくりを重点的に実施し、地域の課題や資源の状況に応じた多様な生活支援サービスの創出と支援を強化していきます。

2. 計画の評価

地域福祉推進を効果的に実践するため、本計画策定後、計画に基づく取組みの評価を行い、その結果を踏まえて改善していくPDCAサイクルによる適切な管理を行うとともに、日々変化する社会情勢と地域社会に対応するため、観察、情勢判断、意思決定、行動していくOODAサイクルを組み合わせ見直しを行います。



第2章

西目屋村の現状及び分析

- 第1節 西目屋村の現状
- 第2節 西目屋村の地域資源の状況
- 第3節 ニーズ調査の結果
- 第4節 制度改革

第2章 西目屋村の現状及び分析

第1節 西目屋村の現状

1. 人口構造

本村の総人口は、津軽ダム建設による住民移転の影響により大幅に減少しました。その後、定住促進住宅の建設、子育て支援として医療費・保育料の無料化などサービスの拡充を行い、人口は小さな減少率にとどまっています。

65歳以上の高齢者については、年々増加しています。2018年4月1日現在では、総人口が1,352人、高齢化率が40.4%となっており、本村総人口の約3分の1が65歳以上の高齢者となっています。

また、総人口に占める割合から、子どもの人数はわずかに増えています。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯数は、横ばいで推移しています。

●人口と世帯の推移

(単位：人、%、戸)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
総人口	1,477	1,457	1,404	1,358	1,352
0歳～5歳の人口	59	62	60	59	65
6歳～11歳の人口	47	50	47	47	50
12歳～14歳の人口	27	22	22	20	25
14歳～20歳の人口	65	68	62	53	45
21歳～39歳の人口	237	217	202	190	193
40歳～64歳の人口	484	469	453	437	427
65歳～74歳の人口	202	216	216	208	217
75歳以上の人口	356	353	342	344	330
西目屋村高齢化率	37.8	39.1	39.7	40.6	40.4
世帯数	559	552	538	527	534

<資料：西目屋村住民課より>

●高齢者世帯の推移

(単位：戸)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
ひとり暮らし高齢者世帯	51	46	48	49	49
高齢者夫婦世帯	17	17	20	27	23

<資料：西目屋村住民課より>

2. 出生数の状況

家族形態が大きく変化している中、本村においては、定住促進住宅の建設、子育て支援の拡大充実を行い、地域や関係機関とのつながりや協力を得ながら子育てしやすい環境づくりを推進しています。

●出生数の推移

(単位：人)

区分	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
人数	9	7	6	9	8

<資料：西目屋村住民課より>

3. 障害者の状況

障害者手帳の保持者については、総人口に占める割合から横ばいで推移しています。種類別では、身体障害者手帳保持者が多い状況です。

●障害者手帳保持者の推移

(単位：人)

区分	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
身体障害者手帳	112	106	100	94	89
療育手帳	13	12	11	12	12
精神障害者保健福祉手帳	8	7	8	8	8

<資料：西目屋村住民課より>

4. 介護保険の状況

2017年度からは、総合事業が始まり要支援1・2の認定者は減少しています。総合事業が開始されたことにより、直営の地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づいて多様な「通所型サービス・訪問型サービス」の充実が期待できます。介護度別にみると認定者の要介護1から要介護5の割合はほとんど変わらない状況にあります。

●要支援、要介護認定者の推移

(単位：人)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
総合事業対象者	-	-	-	2	16
要支援1	21	24	18	17	2
要支援2	11	10	13	9	3
要介護1	12	13	14	16	18
要介護2	17	14	18	14	17
要介護3	17	20	16	15	14
要介護4	27	28	19	18	15
要介護5	12	14	16	20	18
合計	117	123	114	111	103

<資料：西目屋村住民課より>

5. 生活保護受給世帯の状況

生活保護受給世帯について、人口減少・少子高齢化に加え、社会情勢の著しい変化により、全国的には増加の傾向にありますが、本村では緩やかな減少で推移しています。

●生活保護受給世帯の推移

(単位：戸)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
世帯数	20	21	17	16	14

<資料：西目屋村住民課より>

第2節 西目屋村の地域資源の状況

1. 各分野の相談支援機関

- ・西目屋村住民課(健康・医療、生活保護、高齢者、障害、虐待・DV、子育て支援相談等)
- ・西目屋村地域包括支援センター(福祉介護相談等)
- ・西目屋村社会福祉協議会(心配ごと・暮らし・福祉資金の総合相談等)
- ・在宅介護支援センター白神荘(生活、介護、入所相談等)
- ・西目屋村教育委員会(教育相談等)

2. 各分野のサービス事業所

- ①介護老人福祉施設
 - ・特別養護老人ホーム白神荘
- ②居宅介護支援施設
 - ・在宅介護支援センター白神荘
- ③認知症対応型共同生活介護
 - ・グループホームユートピア白神
- ④児童福祉施設
 - ・たしろ保育園
- ⑤地域包括支援センター
 - ・西目屋村地域包括支援センター
- ⑥社会福祉協議会
 - ・西目屋村社会福祉協議会

3. 医療機関

- ・なし

4. 地区会

No.	名称	加入世帯数	加入率
1	田代地区会	193 世帯	70.0%
2	杉ヶ沢地区会	18 世帯	72.0%
3	大秋地区会	45 世帯	84.9%
4	白沢地区会	26 世帯	78.7%
5	村市地区会	74 世帯	77.8%
6	藤川地区会	17 世帯	80.9%
7	居森平地区会	27 世帯	84.3%

2018 年 12 月 20 日現在

5. 民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)

定数	現員数	充足率
8 人	7 人	87.5%

2018 年 3 月 31 日現在

6. ボランティア

ボランティア登録者 個人	ボランティア登録者 団体
32 人	1 団体

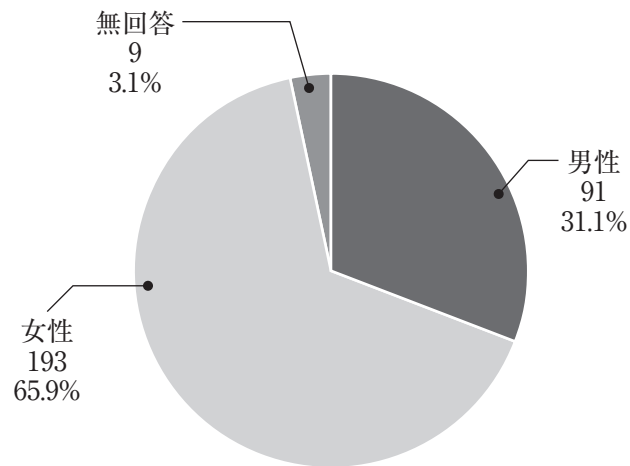
2018 年 3 月 31 日現在

7. 通いの場

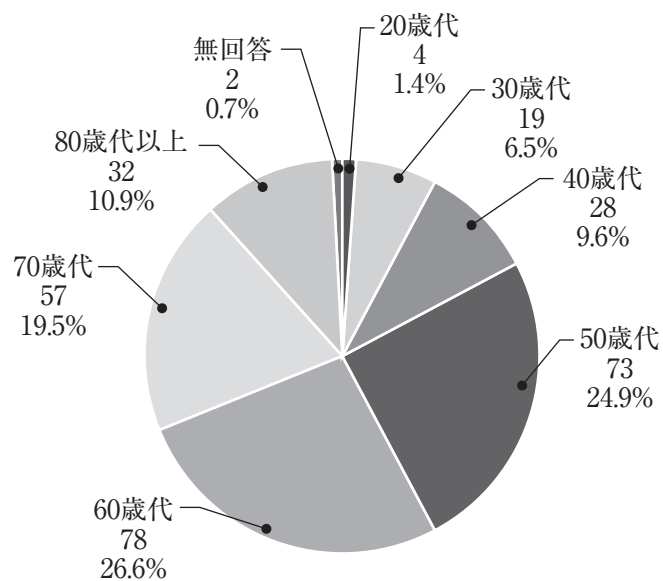
4 か所（白神館、大白温泉浴場、グリーンパークもりのいずみ、特別養護老人ホーム白神荘）

福祉に関する住民意識実態調査集計表（西目屋村）

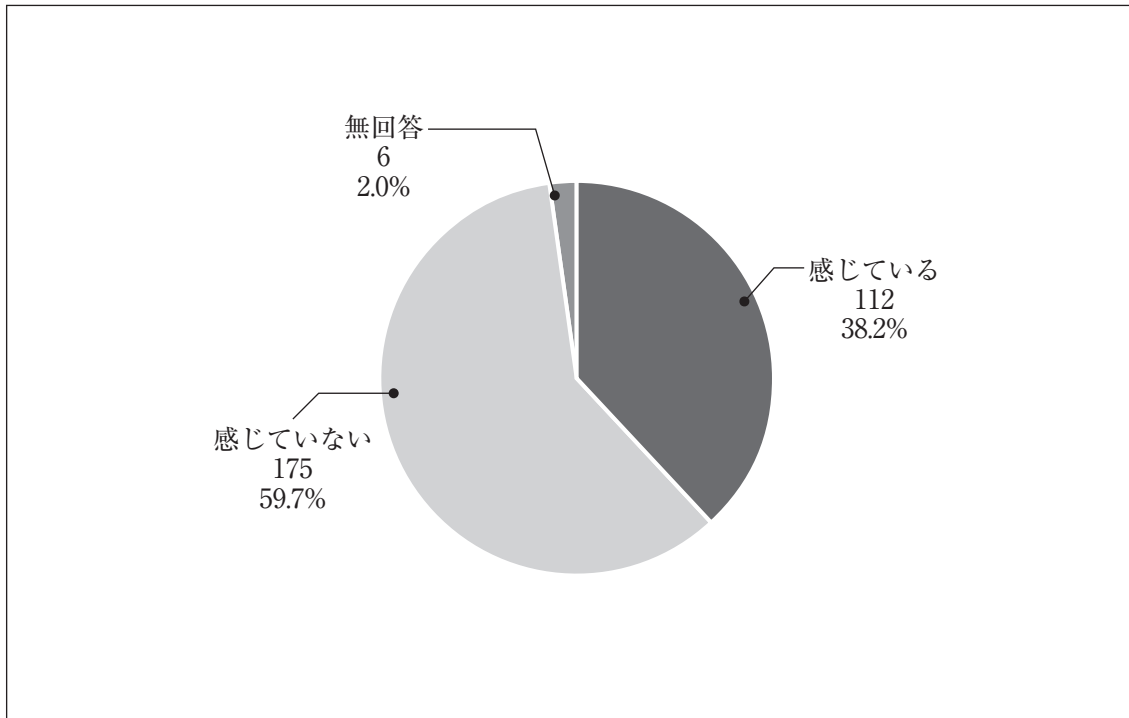
問1 あなたの性別はどちらですか。（1つ選ぶ）



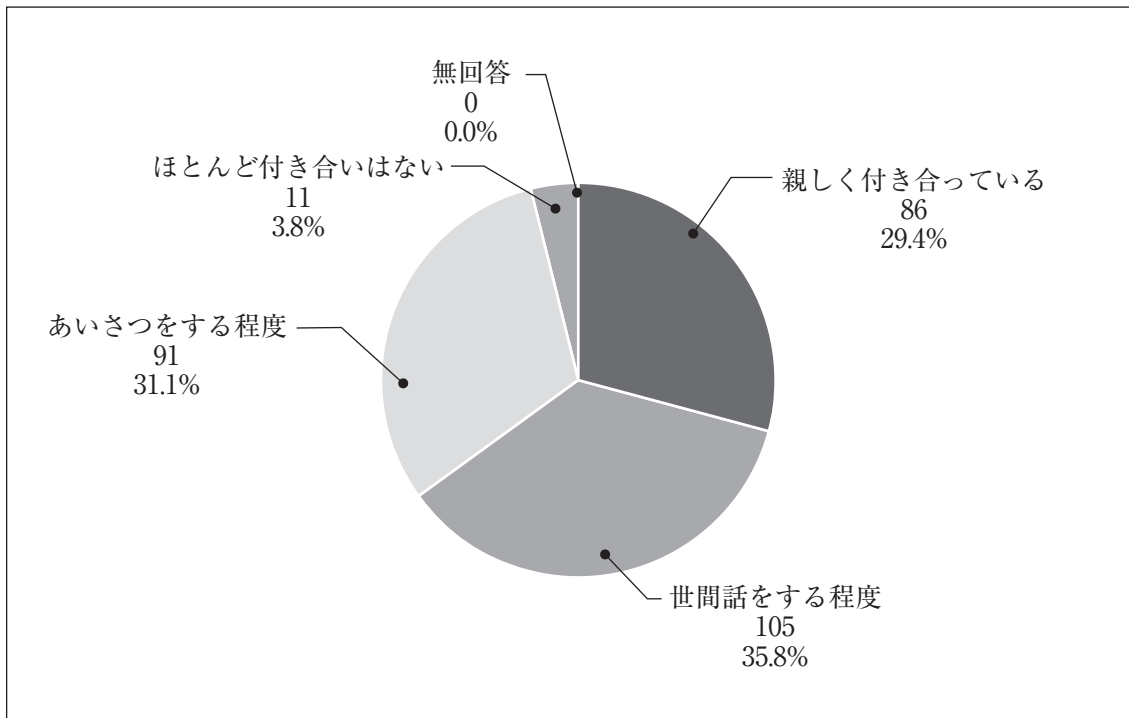
問2 あなたの年齢はおいくつですか。（平成30年4月1日現在）



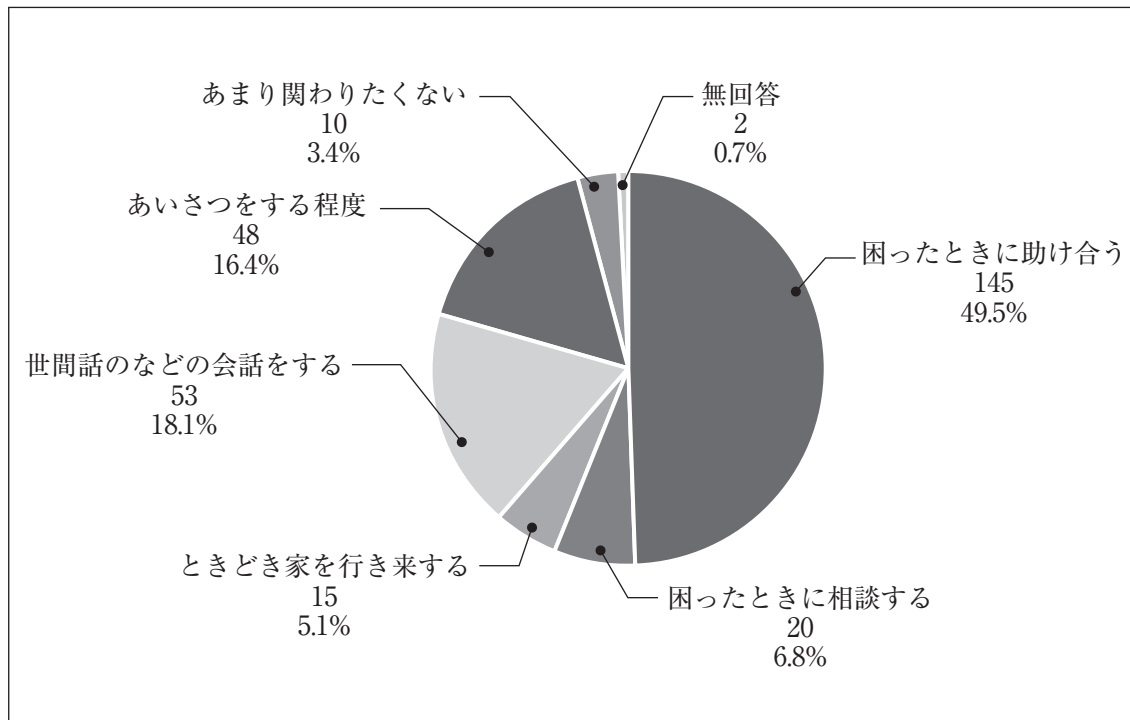
問3 あなたは現在、地域社会において自分の役割や出番があると感じていますか。(1つ選ぶ)



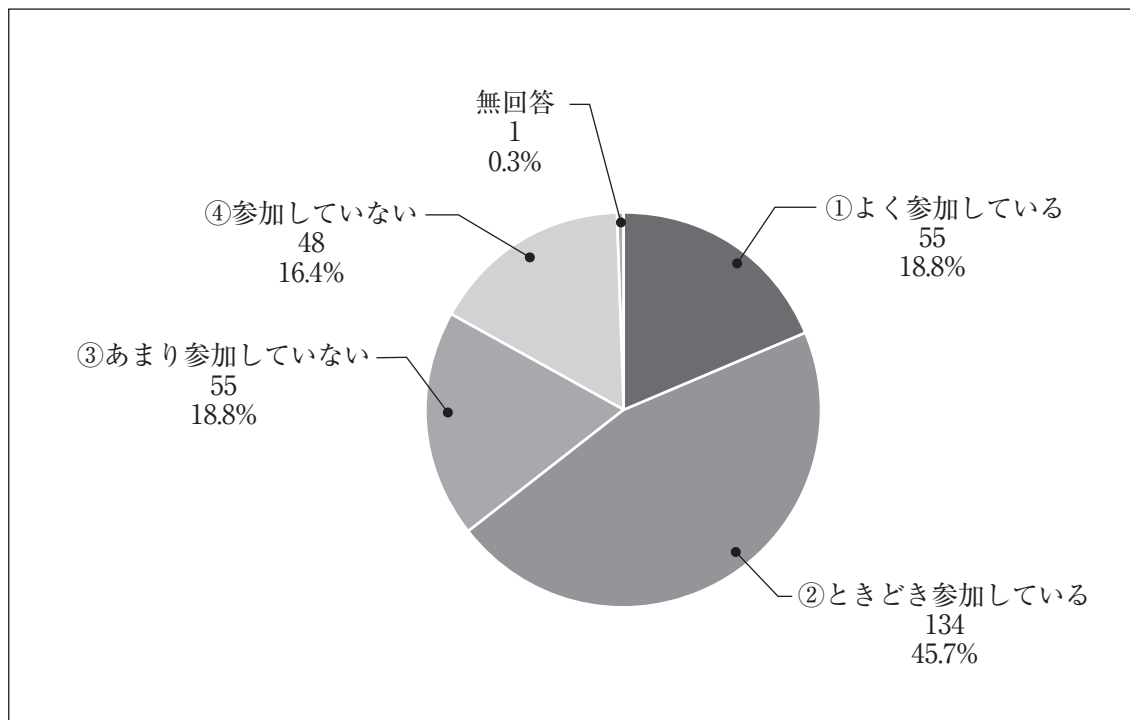
問4 あなたは、隣近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか。(1つ選ぶ)



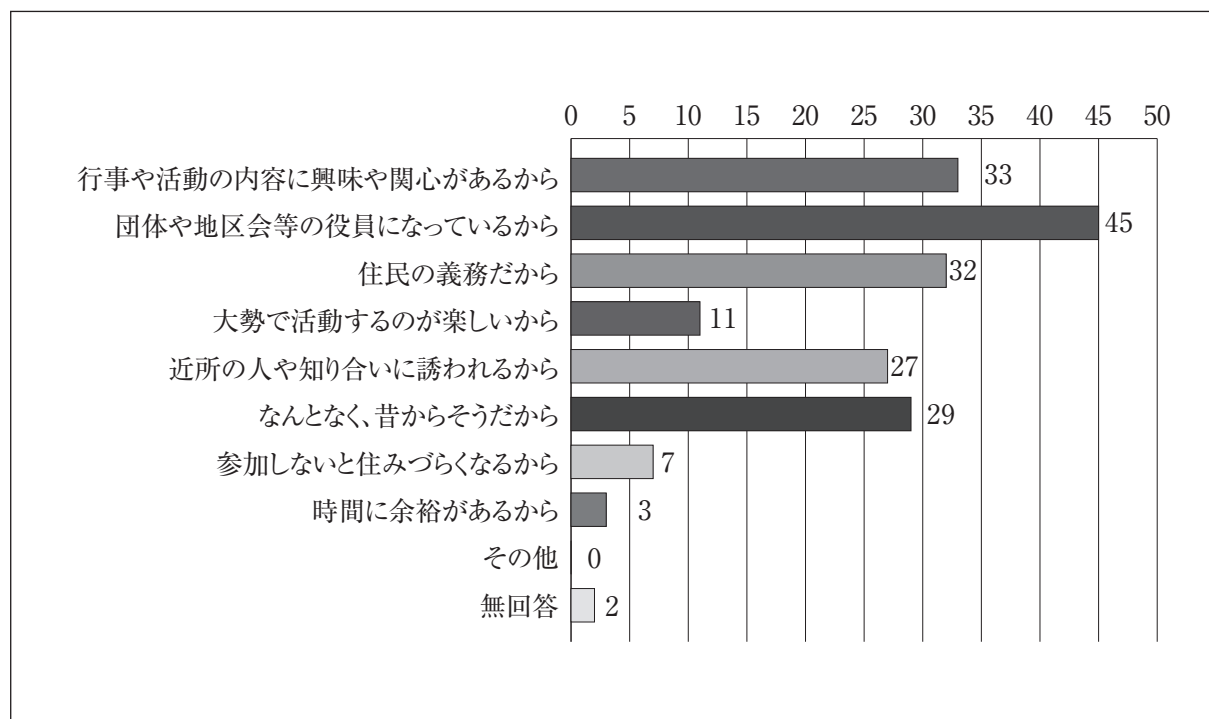
問5 あなたは、隣近所の方と今後どのような関係を望みますか。(1つ選ぶ)



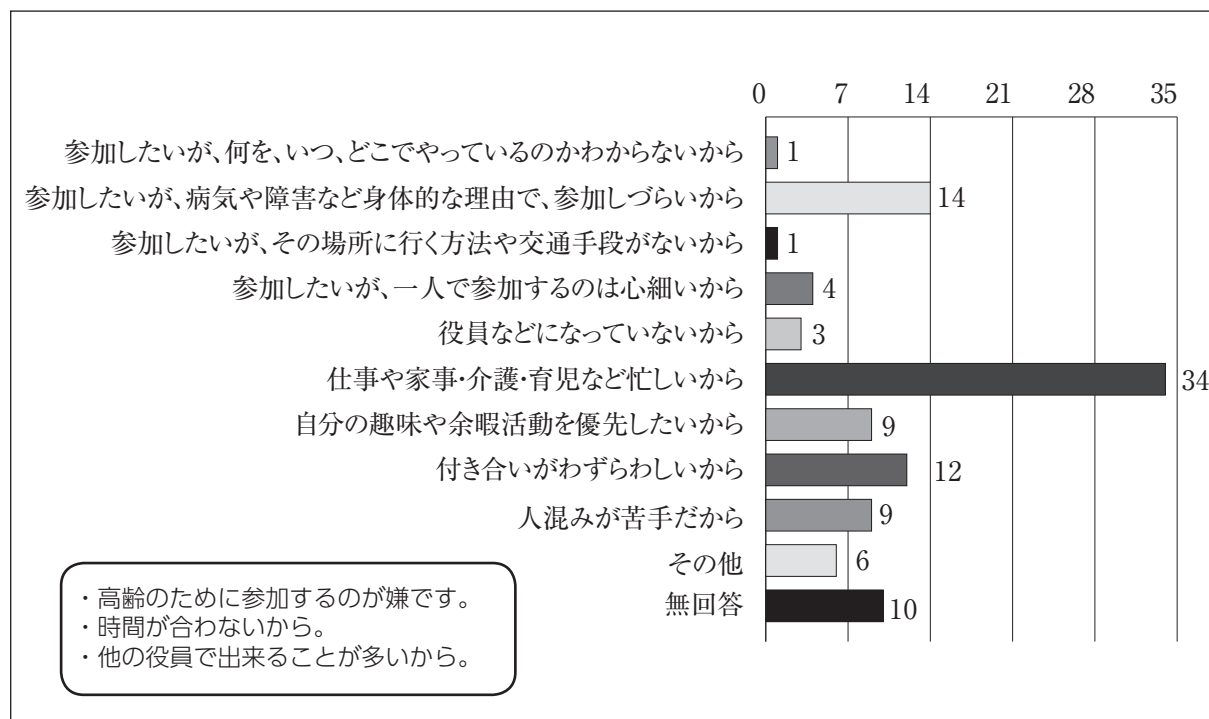
問6 あなたは、地域行事に参加していますか。(1つ選ぶ)



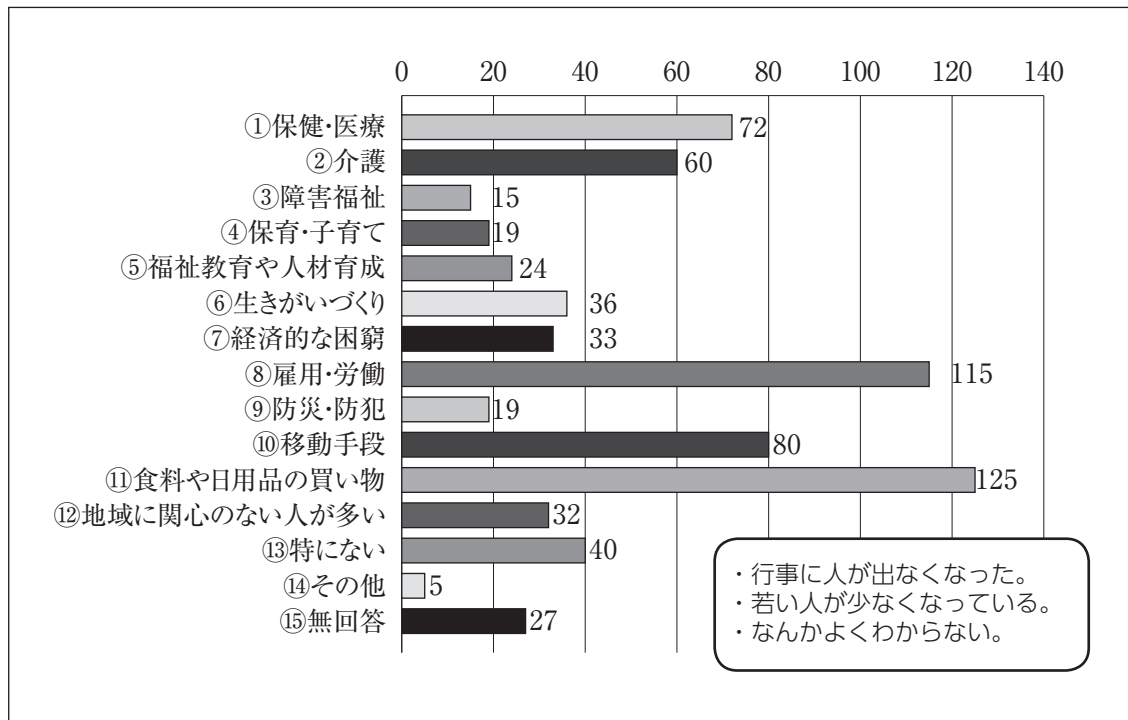
問7 問6で「①」「②」と答えた方にお聞きます。あなたが、地域行事に参加している主な理由は何ですか。(1つ選ぶ)



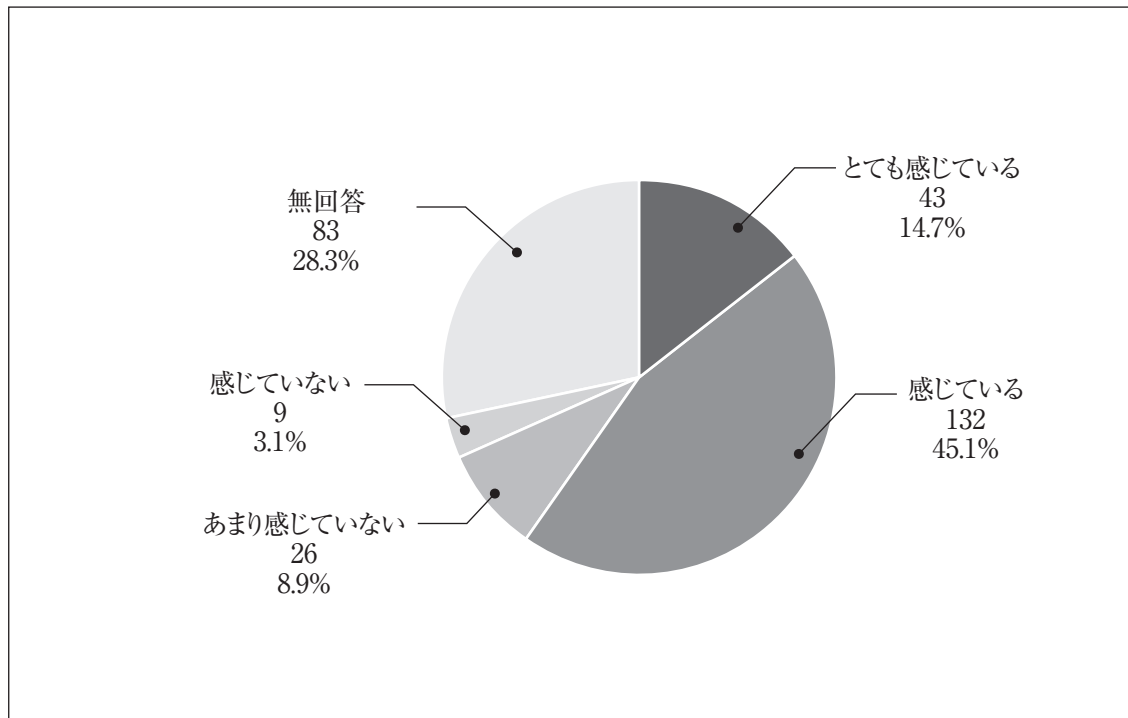
問8 問6で「③」「④」と答えた方にお聞きます。あなたが、地域行事に参加していない主な理由は何ですか。(1つ選ぶ)



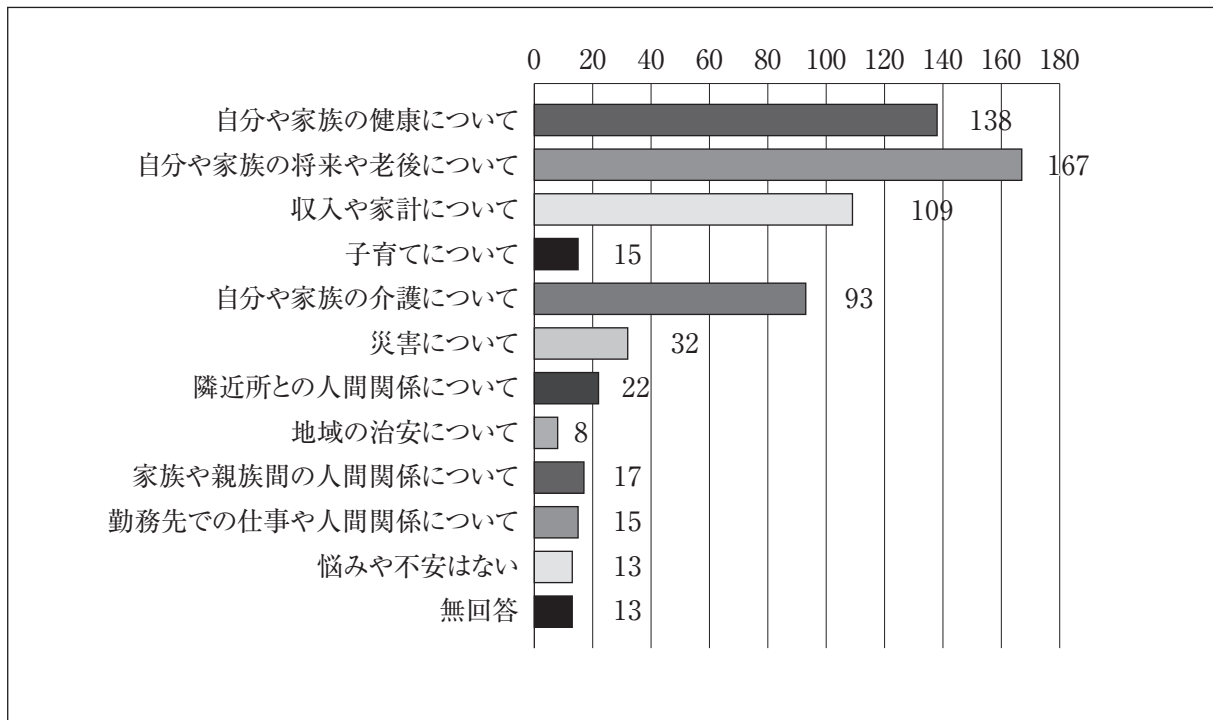
問9 あなたが住む地域は、どのような課題や問題があると思いますか。(該当するものすべて)



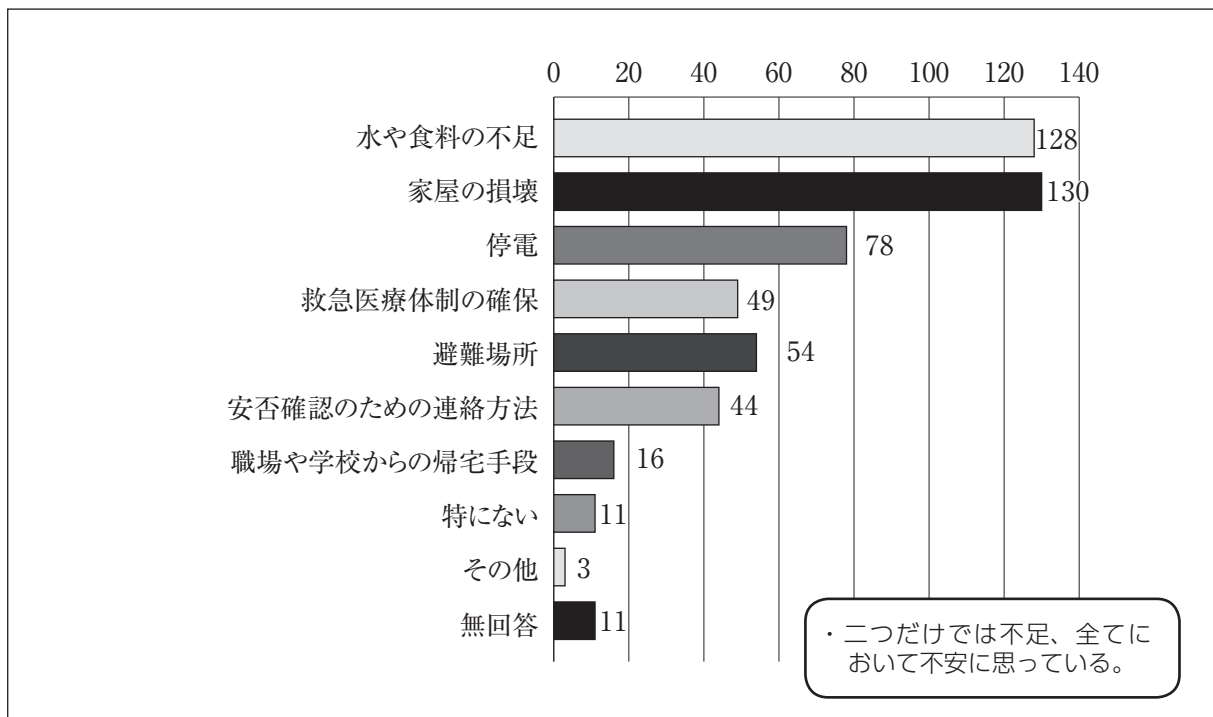
問10 問9で「①～⑫、⑭」のいずれかを選択された方にお聞きします。あなたは選択した課題や問題をご自身のこととして身近に感じていますか。(1つ選ぶ)



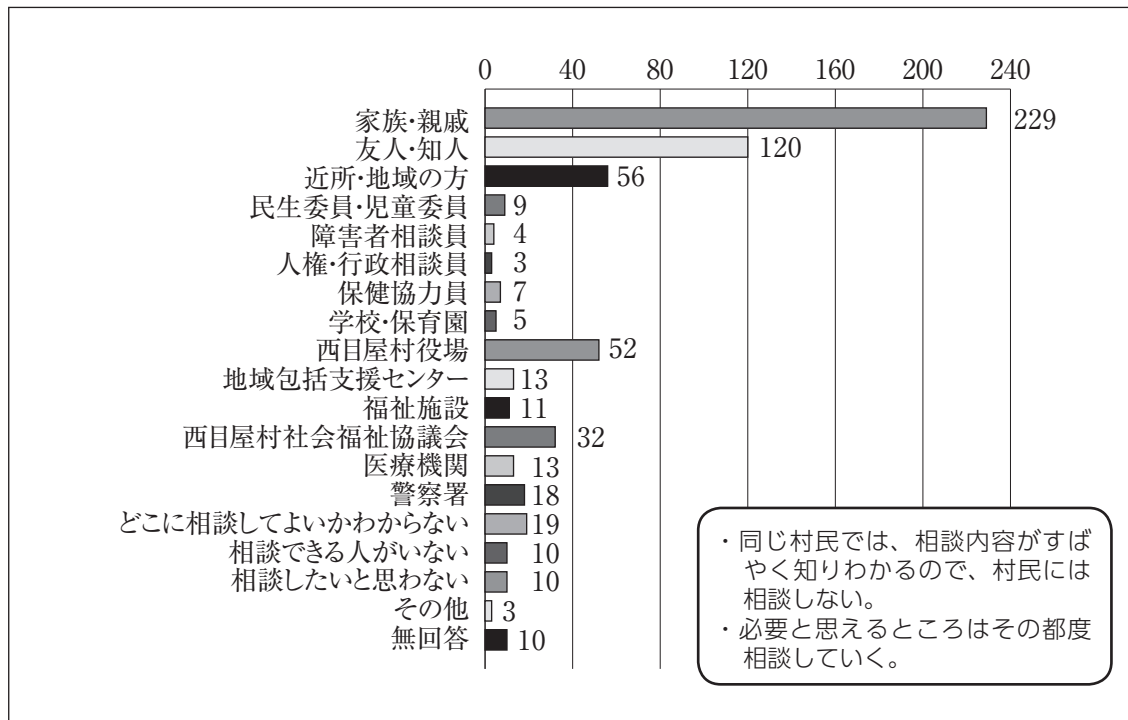
問11 あなたは、日々の生活において、どのような悩みや不安を感じていますか。（該当するものすべて）



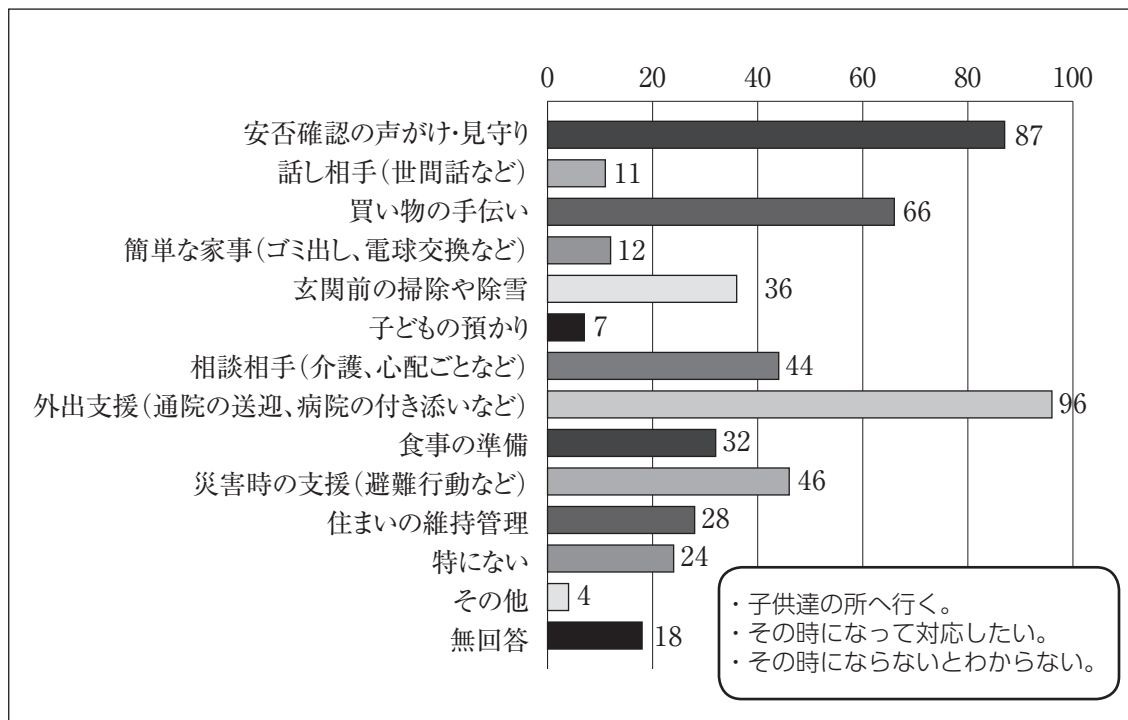
問12 あなたが、地震や火事などの災害時において、不安に思っていることはなんですか。（2つ選ぶ）



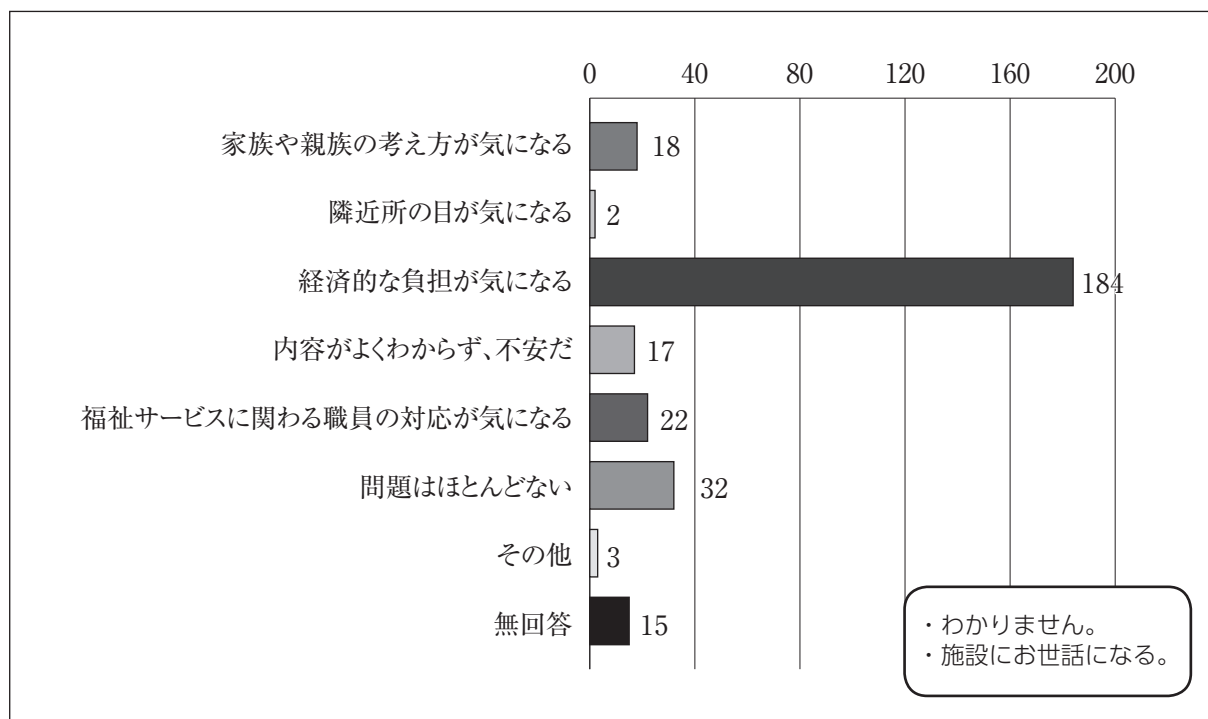
問 13 あなたは、日々の生活において、不安なことや困ったことがあった場合、誰に（どこに）相談しますか。（該当するものすべて）



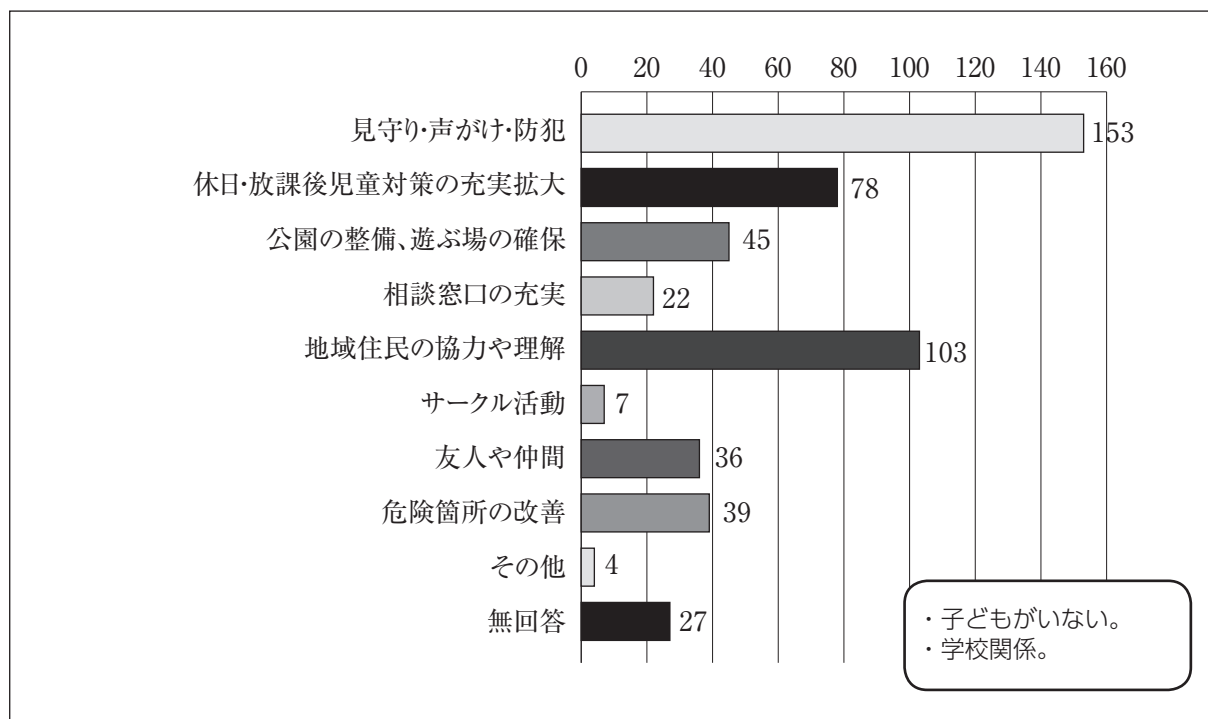
問 14 あなたは、日常生活が不自由になったとき（高齢・障害・病気・ケガなど）、どのような支援をしてほしいと思いますか。（2つ選ぶ）



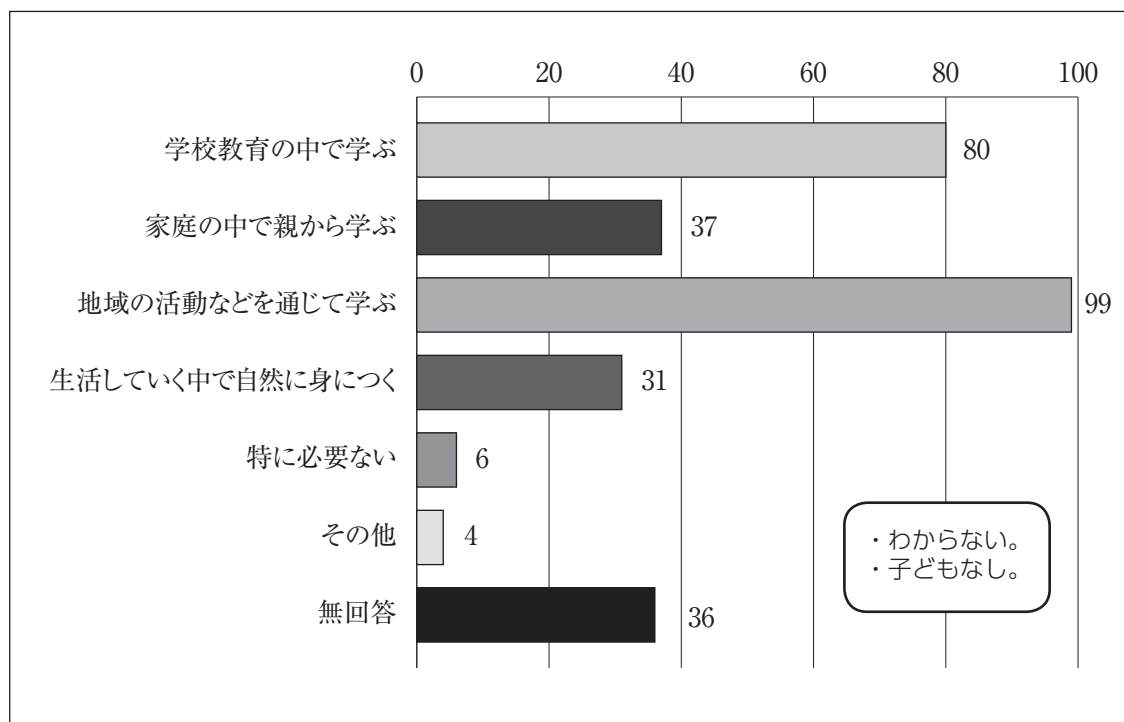
問 15 あなたや家族・親族が福祉サービスを利用した時、または利用するとしたら、どのようなことを考えますか。(1つ選ぶ)



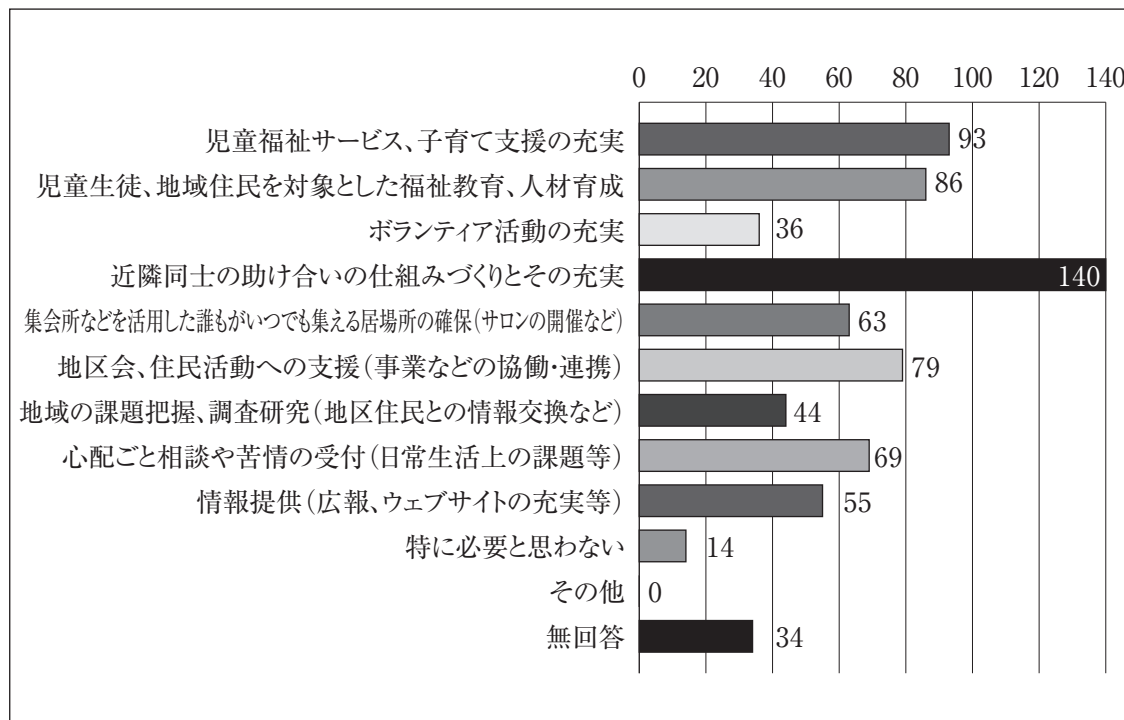
問 16 あなたは、子どもや子育て中の保護者が地域で安心して生活するために、必要と思うことはなんですか。(2つ選ぶ)



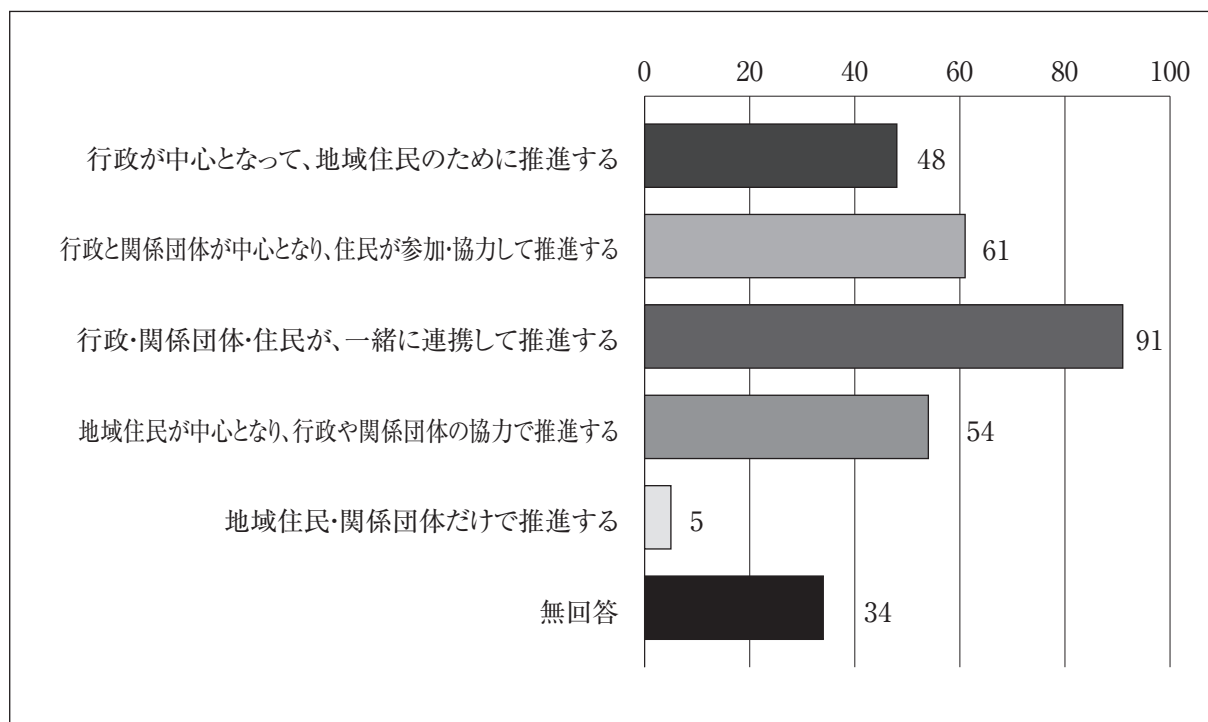
問17 あなたは、子どもたちに対する福祉教育について、どのように行うべきだと思いますか。(1つ選ぶ)



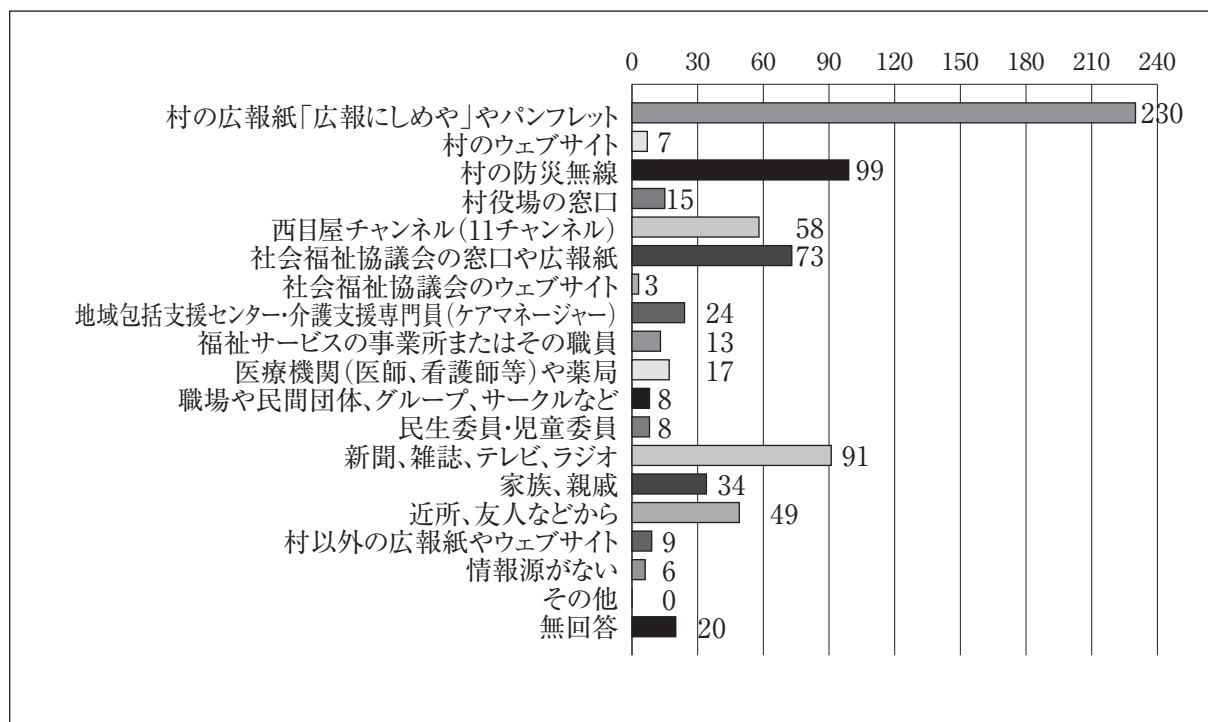
問18 あなたは、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つ選ぶ)



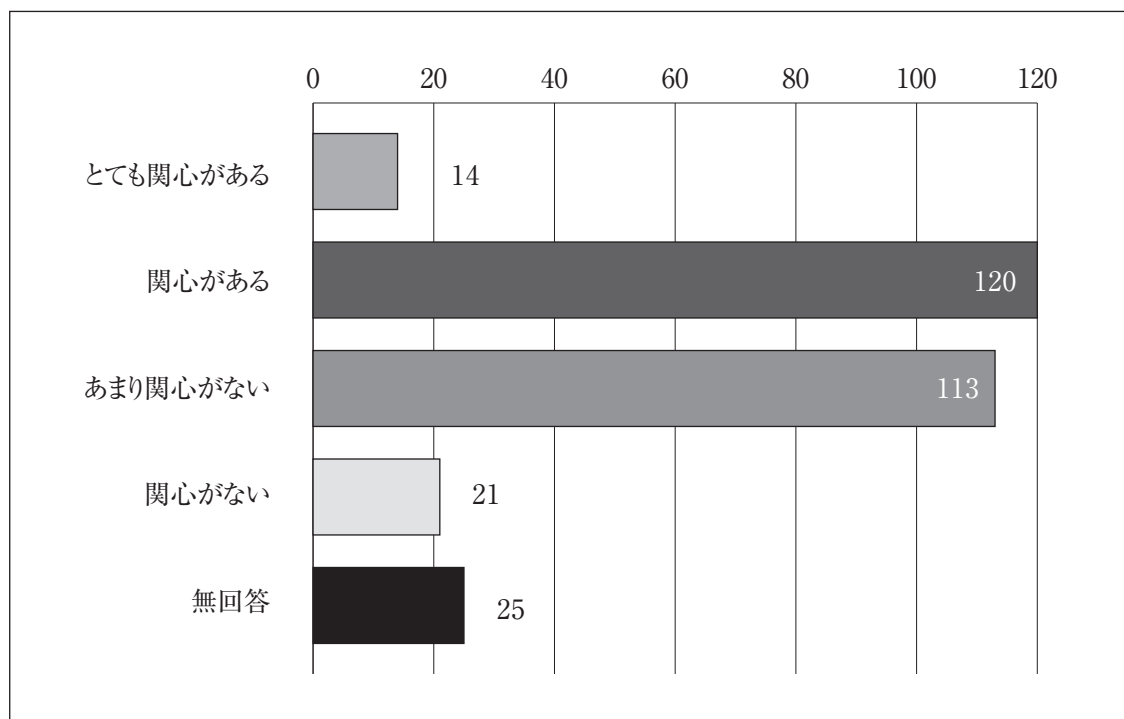
問19 あなたは、日常生活等の不安を解消するため、どのような取り組み方が良いと思いますか。



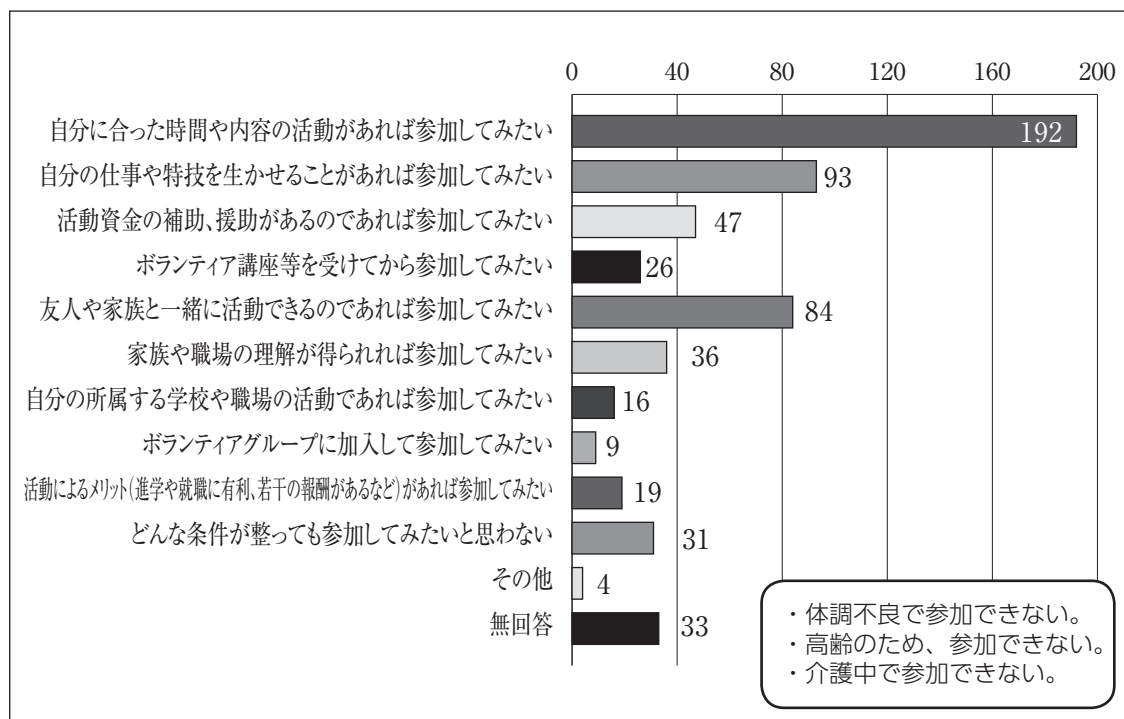
問20 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(該当するものすべて)



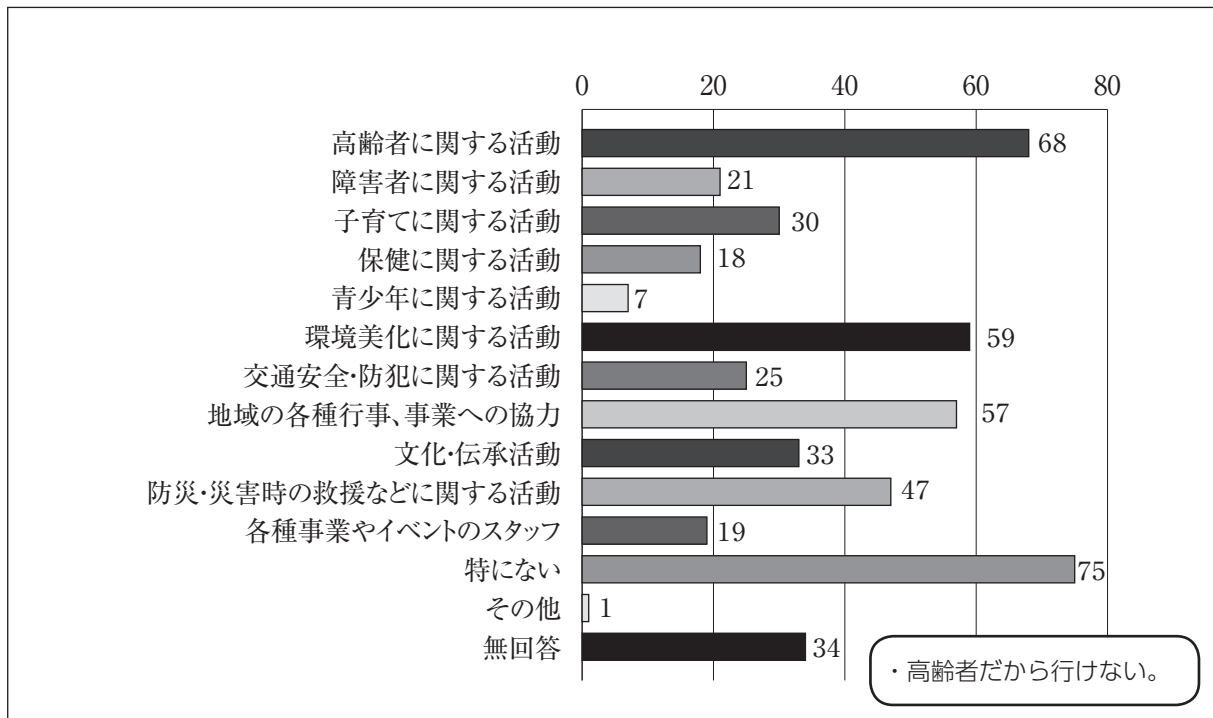
問 21 あなたは、住民の支え合い活動やボランティア活動に関心がありますか。(1つ選ぶ)



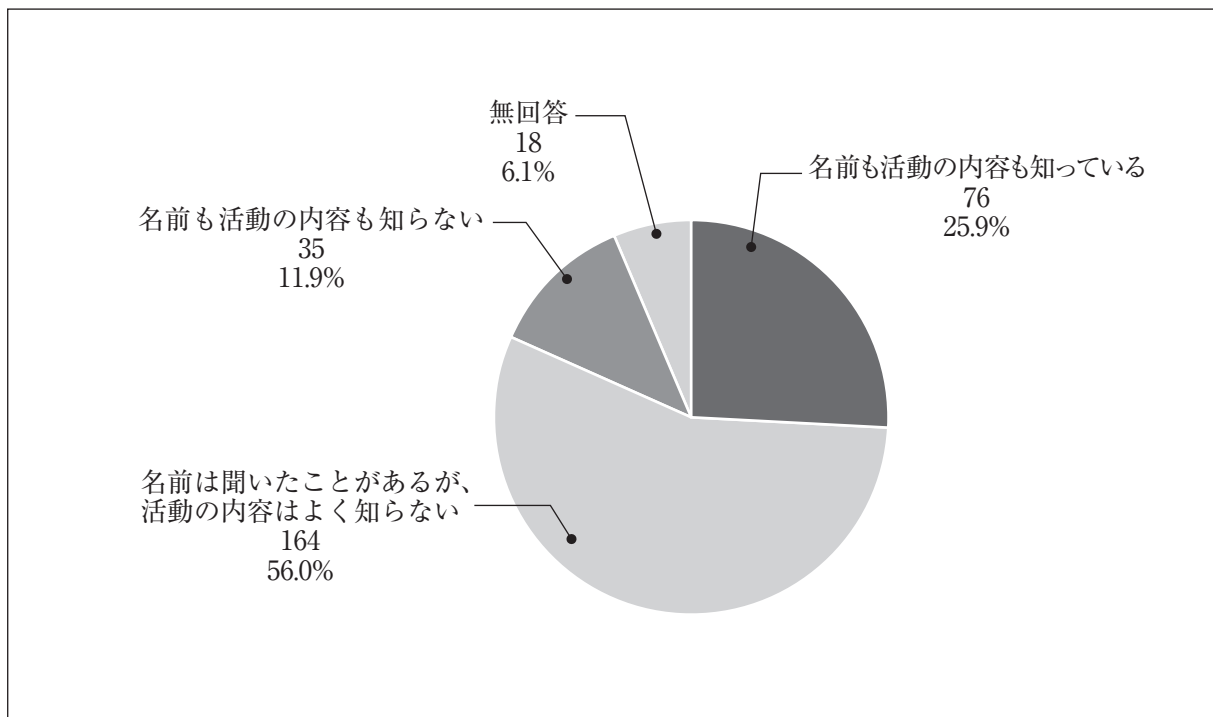
問 22 どのような条件が整えばボランティア活動に参加しやすくなると思いますか。(3つ選ぶ)



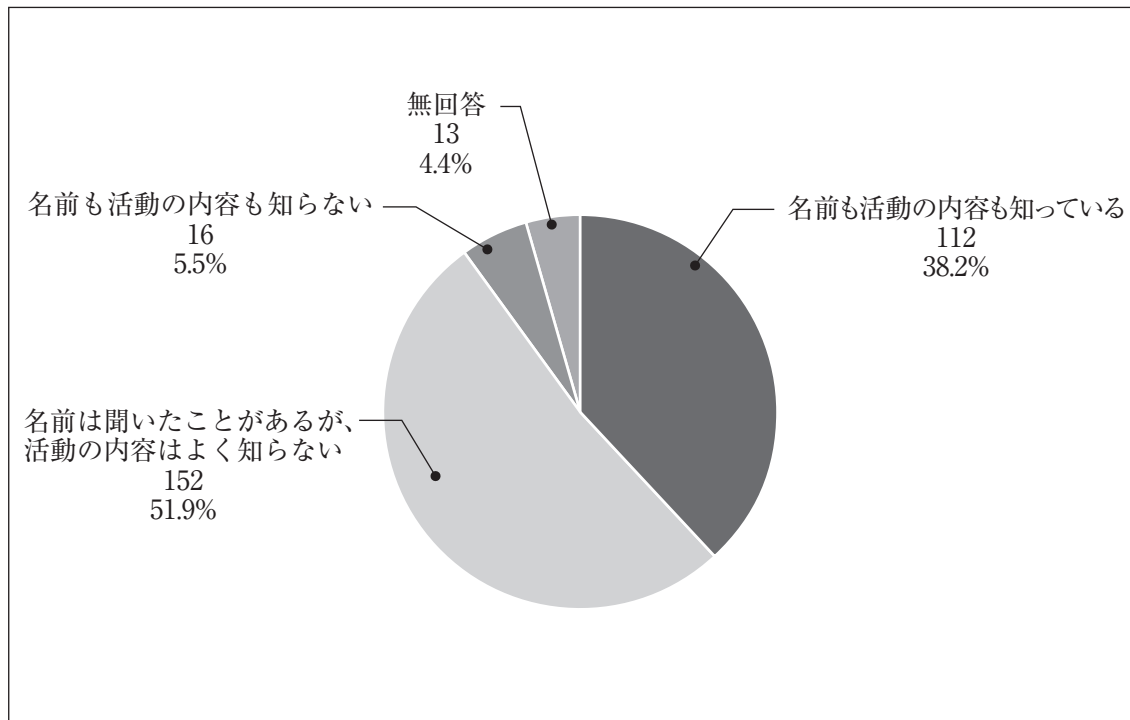
問23 あなたは、今後どのようなボランティアに参加したいと思いますか。(該当するものすべて)



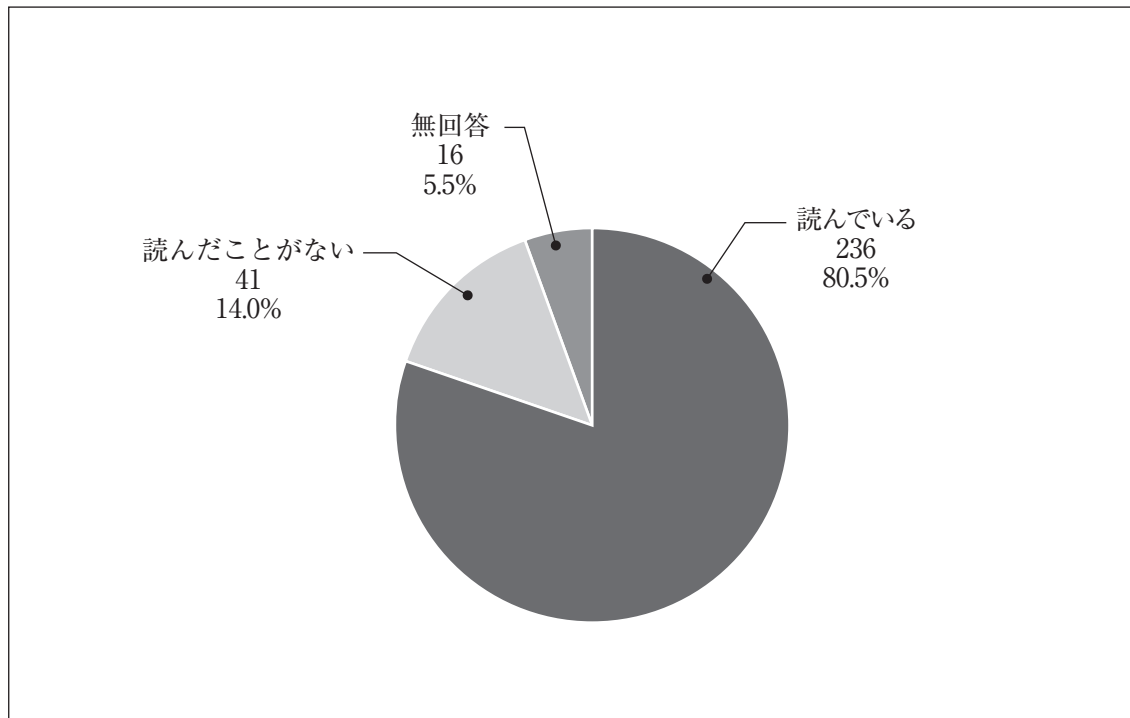
問24 あなたは、「民生委員・児童委員」を知っていますか。(1つ選ぶ)



問 25 あなたは、「西目屋村社会福祉協議会」を知っていますか。(1つ選ぶ)



問 26 広報「にしめや社協だより」を読んだことはありますか。(1つ選ぶ)



問 27 誰もが住みなれた地域で安全・安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるために、ご意見・ご要望がありましたら、どんなことでも記入してください。

- ・公園遊具の充実。
- ・どの年代（小学生・幼児など）でも利用できるような子供のあそび場をつくってほしい。
- ・子供たちが自由に走り回り、疲れたら休める場所があったらと思います。地区の子どもたちが遊べる遊具や砂場等があったらと思います。
- ・子供から高齢者が集まる拠点の常時開放。（中央公民館以外で）
- ・おばあちゃんたちと若い人達と一緒に楽しめて、昔の文化やおばあちゃんの知恵的なものを知る時間があればいいと思う。
- ・近所の人（旧田代、移転団地、アパート等）と気軽に話せる場所・機会があればもっと地域がつながると思う。
- ・近所で一人寂しい毎日を送っている人をこの頃みかけます。話し相手を待っているようです。昔は（平成に入った頃）保健婦さんが周期的に訪問していたようですが、今は要請が無ければしないのでしょうか？
- ・昔にくらべて独身の若い人や年寄りが多くなったように思います。学生や地域の行事に参加したりする人は顔を見ることがありますが、成人になると顔すら見ることがありません。行政の方で何か対策を考えてほしいです。（本人の面談やカウンセリングなど）
- ・高齢化が進み、また全体的に共助が欠けていると思う。
- ・小学校入学後の子育て支援をしてほしいと思う。
- ・児童クラブの拡大。（現状、17:00まで、隔週で土曜日休みを18:00まで毎週土曜日運営にしてほしい）
- ・脳の発達に良いとされているDHAを含んだ飲料を子供に無料配布してくれるととてもうれしい。
- ・イベント・祭りを四季ごとに開催してほしい。
- ・行事が毎年同じでつまらない。もうちょっと目屋にしかない工夫をしてください。
- ・ウォーキングのしやすい環境づくり（歩数に応じた特典などあればいいなあ）
- ・買い物等不便のないようにスーパー1店作ってほしいです。
- ・村内に医療機関が欲しい。
- ・地域に補助があれば支え合い活動が出来る。
- ・老人に重点が寄り気味なような気がします。子供たちが村の宝だと思っていますが、人数の関係でしょうか。
- ・老人の教育をしてほしい。よその土地・畑に無断で雪を捨ててはいけません。など。
- ・迷惑防止条例の制定。
- ・西目屋はよく出来ているから今は何もいう事がない。

第4節 制度改正

1. 制度創設の背景と生活困窮者自立支援法の成立・施行

わが国では、1990年代のバブル経済の崩壊以降、構造的な景気低迷が続き、加えて2008（平成20）年に発生した、いわゆる「リーマンショック」と呼ばれる世界金融危機の影響も大きく、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、家族、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進むなかで社会的孤立のリスクが拡大し、また、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。

こうした状況のなか、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、2013（平成25）年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、2015（平成27）年4月から施行されています。生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者自立相談支援事業が始まり、相談対象者を限定しない相談支援事業として経済的困窮のほか、就労困難、長期不就労（ひきこもり・ニート等）、家計・債務の問題、家族関係・生活面でも問題など、複合的・重層的な課題により生活に困りごとを抱えている方々の課題は地域の中で潜在化しやすく、表面化しにくいものとなっており、対象者の課題の掘り起こし、広範囲にわたる困りごとに対して効果的な支援を展開するものです。

また、社会福祉法人制度が見直され、2016（平成28）年3月に社会福祉法改正案が成立、4月1日から一部施行となり、2017（平成29）年4月1日から改正後の社会福祉法が施行されました。これにより、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みを実施する義務、行政の関与の在り方等についての改革が行われました。

その後、2018（平成30）年4月1日にさらに改正された社会福祉法が施行され、地域共生社会の実現に向けた取組みへの推進について、挑戦していくことになります。

第 3 章

計画の方向性・目標

- 第 1 節 課題の整理
- 第 2 節 基本理念
- 第 3 節 基本目標
- 第 4 節 計画の体系図

第3章 計画の方向性・目標

第1節 課題の整理

前計画では、「誰もが互いに支え合い、安心して暮らせるつながりのあるむらづくり」を基本理念として、3つの基本目標を掲げ、11の施策を重点に地域福祉を推進してきました。策定委員会での審議にあたり、作業部会による評価と検証を行い、現状分析等を踏まえた課題整理を行いました。

第2節 基本理念

西目屋村新総合計画において、将来像のキャッチフレーズを「世界遺産と水源の里」、むらづくりの基本理念の1つに「子どもとお年寄りにやさしいむらづくり」と定め、少子化対策、高齢者対策を通じて政策の選択と集中に努めながら村民の暮らしに安心と活力あるむらづくりを推進しています。

西目屋村新総合計画を踏まえ、本計画の基本理念を、「小さくてもつながりは強く～日常に福祉を添えて～」とし、本村における地域福祉を推進していきます。

第3節 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を定め、展開していきます。

基本目標1 好循環型地域づくりの推進

誰もが安心して共生できる地域福祉を推進していくとともに、生活の基盤として地域社会をより良くすることで、地域生活の質の向上及び地域の活性化に「還元」していく循環型の取り組みを行い、福祉領域だけでなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、地域振興、交通等を含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体で相互に支える、支えられる地域共生社会を目指します。

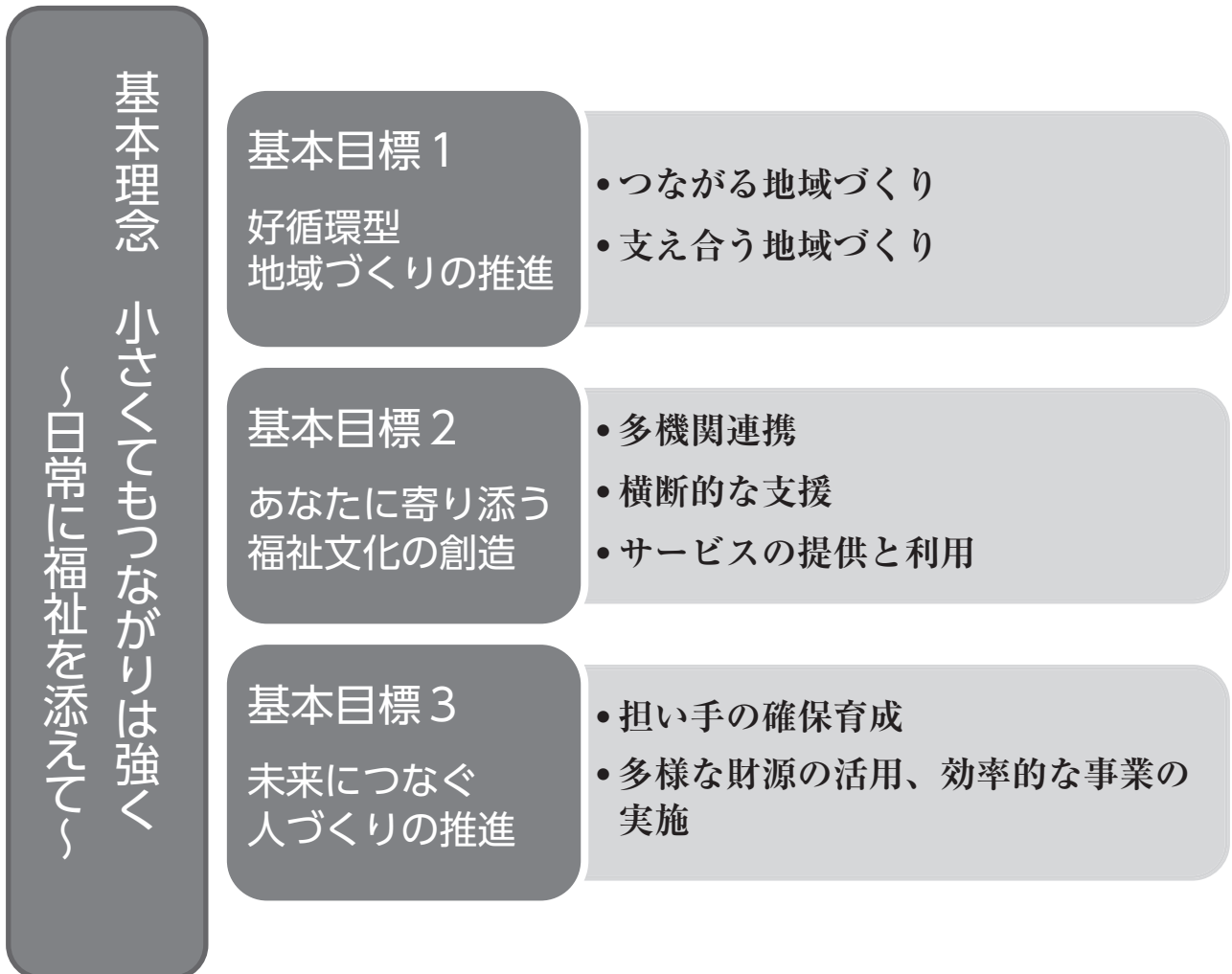
基本目標2 あなたに寄り添う福祉文化の創造

複合的で複雑な課題を現実を受け止め、地域住民や地域の多様な主体が参画して、人、資源、世代、分野を超えてつながる地域を創造し、共に生きる地域社会の課題を包括的に捉え、共に考え共に解決していく生活に根ざした福祉文化を創造し、地域共生社会を目指します。

基本目標3 未来につなぐ人づくりの推進

共に生きる地域社会を持続していくため、必要に応じてサービスの開発や活動の場を創り出し、地域生活課題を地域住民等が自らの課題として捉え、活動に必要な情報収集、必要な知識、技術の習得等への支援を行うとともに、社会福祉分野等の従事者の資質向上等の人材確保と育成に努めます。

第4節 計画の体系図



基本目標1 好循環型地域づくりの推進 方針1 つながる地域づくり		
項目	村の取組 (地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組 (地域福祉活動計画)
(1) 地域住民活動・ボランティア活動等の推進	●ご近所の関係づくりや地域連携の啓発 ●社会福祉活動への支援 ●生活支援・介護予防サービスの充実 ●生活支援コーディネーターの充実	●住民主体の社会参加・福祉活動の推進 ●ボランティア活動の推進 ●社会福祉団体への支援 ●物品等貸出事業 ●生活支援・介護予防サービスの充実を図る協議体への参加協力 ●生活支援コーディネーターへの支援
(2) 福祉意識の向上	●地域福祉活動の人材の確保と育成	●福祉教育の充実 ●ボランティア活動推進校への支援
(3) 地域における集い場の整備	●住民の交流の場の整備 ●既存施設の活用	●いつでも、だれでも集える場の構築 ●集いの場への支援 ●社会参加の促進
(4) 誰もが暮らしやすい環境の整備	●共に歩む地域社会づくり	●区域における地域ネットワークの強化

基本目標1 好循環型地域づくりの推進 方針2 支え合う地域づくり		
項目	村の取組 (地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組 (地域福祉活動計画)
(1) 相談支援体制の充実	●「なんでも相談窓口」の周知徹底	●心配ごと相談所の充実 ●広域法律相談所の充実
(2) 地域関係者及び関係機関等との連携	●民生委員・児童委員との連携 ●情報共有と提供	●民生委員・児童委員等との連携強化
(3) にしめや相談支援機関ネットワークの確立	●相談支援体制の充実 ●自立相談支援機関への情報提供	●にしめや相談支援機関ネットワークへの協力 ●自立相談支援機関への情報提供
(4) コミュニティワーク機能の充実強化	●コミュニティワークの強化 ●地域見守り活動の充実	●コミュニティワークの強化 ●アウトリーチの徹底 ●西目屋村地域見守りネットワークへの参画

基本目標2 あなたに寄り添う福祉文化の創造

方針1 多機関連携

項目	村の取組 (地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組 (地域福祉活動計画)
(1) 支援関係機関によるチーム支援	●福祉専門支援チームの編成 ●自立相談支援機関への情報提供と協力	●福祉専門支援チームへの参画 ●自立相談支援機関への情報提供と協力
(2) 協働支援の中核を担う仕組みづくり	●中核的な役割を担う機能づくり	●中核的な役割を果たす機能への参画
(3) 地域ケア会議の強化	●地域ケア会議の開催	●地域ケア会議への参加
(4) 地域住民等との連携	●地域住民等との連携による包括的な支援	●地域住民や関係機関との連携による支援

基本目標2 あなたに寄り添う福祉文化の創造

方針2 横断的な支援

項目	村の取組 (地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組 (地域福祉活動計画)
(1) 複合化した課題を有する者への相談支援体制の強化	●横断的な相談支援体制の充実 ●自立相談支援機関との連携	●多機関連携による協力支援 ●自立相談支援機関との連携 ●生活支援の充実
(2) 自殺対策の仕組みづくり	●命を支える包括的支援	●命を支えるネットワークの強化
(3) 虐待防止等の強化	●虐待等防止ネットワークの強化 ●早期発見・未然防止と取組強化 ●虐待等の未然防止・通報等のための啓発	●虐待等の早期発見とサポート体制の充実
(4) 福祉サービスを必要とする矯正施設等退所後の社会復帰支援	●社会復帰支援と再犯防止	●社会復帰支援と再犯防止への協力
(5) 総合的な地域コミュニティの活性化	●総合的なコミュニティの活性化	●新たな地域コミュニティの創造と支援

基本目標2 あなたに寄り添う福祉文化の創造 方針3 サービスの提供と利用		
項目	村の取組 (地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組 (地域福祉活動計画)
(1) 福祉サービスの利用に対する相談支援体制の整備	●福祉サービスの情報提供 ●なんでも相談窓口の整備 ●支援関係機関との連携	●福祉サービスの情報提供 ●支援関係機関との連携
(2) 共生型サービスの横断的な展開	●新たな多機能型サービスの検討	●新たな多機能型サービスの検討 ●共生型サービスの充実 ●新たな共生型サービスの検討
(3) 権利擁護体制の充実	●成年後見制度の利用促進 ●権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備 ●日常生活自立支援事業の利用促進 ●福祉サービスに関する意見や苦情の対応	●成年後見制度の利用促進 ●日常生活自立支援事業の利用促進 ●福祉サービスに関する意見や苦情の対応
(4) 利用者の適切なサービス選択の確保	●福祉サービスの評価の公表	●適切な福祉サービスの提供
(5) 安心・安全な地域づくりと日常的な見守り・支援の推進	●防災・減災対策の充実 ●防災・災害ネットワークの充実 ●交通安全対策の充実 ●避難行動要支援者の把握 ●避難行動要支援者の情報共有 ●福祉安心電話サービスの利用促進 ●安心見守り配食サービスの利用推進	●防災・減災対策の充実 ●防災・災害ネットワークの充実 ●交通安全対策の充実 ●避難行動要支援者の把握 ●避難行動要支援者の情報共有 ●福祉安心電話サービスの利用推進 ●安心見守りナビサービスの利用促進 ●安心見守り配食サービスの利用推進

基本目標3 未来につなぐ人づくりの推進

方針1 担い手の確保育成

項目	村の取組 (地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組 (地域福祉活動計画)
(1) 社会福祉従事者の 資質向上	●社会福祉従事者の専門性の強化	●人材育成の強化 ●ソーシャルワーク体制の整備
(2) 新たな取組みへの 支援	●情報提供と支援 ●公的サービスとの連携	●地域における公益的な取組み ●多様な福祉活動の連携と促進
(3) 地域福祉を推進す る人材の養成	●民生委員児童委員活動の充実 ●民生委員児童委員の活動の周知 ●民生委員児童委員の資質向上 ●情報の共有	●民生委員児童委員への支援 ●民生委員児童委員の活動の周知 ●民生委員児童委員の資質向上 ●情報の共有

基本目標3 未来につなぐ人づくりの推進

方針2 多様な財源の活用、効率的な事業の実施

項目	村の取組 (地域福祉計画)	社会福祉協議会の取組 (地域福祉活動計画)
(1) 多種多様な財源の 活用	●各種財源の情報提供	●各種財源の情報提供 ●活動財源の確保 ●共同募金助成金の確保
(2) 各種事業の連携	●効果的な事業の実施	●関係機関等との連携と一体的な 事業の実施 ●多分野連携の効率的な事業の実 施 ●買物支援の推進

第4章

施策の展開

- 第1節 基本目標1 好循環型地域づくりの推進
- 第2節 基本目標2 あなたに寄り添う福祉文化の創造
- 第3節 基本目標3 未来につなぐ人づくりの推進

第4章 施策の展開

第1節 基本目標1 好循環型地域づくりの推進

方針1 つながる地域づくり

<現状と課題>

住民意識実態調査から「隣近所の方と親しく付き合っている」と回答した方の割合が低く、今後の隣近所の方との関係は、「困ったときに助け合う」ことを望むと回答した方が約半数いることが判りました。また、地域行事には、参加している方が多いようです。

日常生活での困りごとで支援してほしいことは、「安否確認の声がけ・見守り」、「買い物の手伝い」、「災害時の支援（避難行動など）」、「外出支援」など地域で安心して暮らすための身近な課題が伺えます。また、災害時では、「水や食料の不足」、「家屋の損壊」、「停電」の対応に不安を感じている方が多いようです。

地域を取り巻く環境は社会情勢により日々変化し、地域生活においても地域や家庭のつながりの希薄化、生活や就労形態の多様化等により、既存の制度による解決が困難な課題が顕在し、介護と育児が同時に直面する「ダブルケア」や、諸事情により80代の親が50代の子を養う「8050問題」など、課題も複合化しています。既存の制度に加え、住みなれた地域で安心した生活を維持していくために、これまで展開してきた支援体制をさらに充実させ、地域で課題を把握し、支援をしていく環境が求められています。

また、地域福祉に関する活動への住民参加を促すため、ボランティア活動の機会と意識の高揚づくり、人材の養成等に努める必要があります。

(1) 地域住民活動・ボランティア活動等の推進

人口減少・少子高齢化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。加えて、近所付き合いが減った、あいさつをする程度などの声も聞かれ、家族や地域におけるつながりや支え合いの機能が低下しています。

地域住民の日常生活で生じる福祉ニーズに応じていくためには、生活関連分野と保健・医療・福祉が連携してサービスの提供が行われることが望ましいと考えられます。

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に支え合い活動やボランティア活動に取り組むことが期待されており、今後ますます広がりを見せるボランティア活動への理解と関心を高め、必要な知識と技術を習得して、気軽に参加・活動できるような取組みを検討します。

主体	取組み内容
行政	①ご近所の関係づくりや地域連携の啓発 ▼地域での支え合い、助け合いの必要性について啓発を行い、連帯意識の醸成を図り、地域住民活動への参加を促進するとともに、多分野との連携強化を進めます。 ②社会福祉活動への支援 ▼社会福祉活動に必要な情報と知識や技術の習得の機会等を提供し、活動の支援を行います。 ▼地域住民の主体的な活動と公共的サービスが連携した、新たな活動の取組みを積極的に促し支援します。 ③生活支援・介護予防サービスの充実 ▼複合的で複雑な問題を抱えた者への支援として公的制度による専門的な支援に加え、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みるよう、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、多様なサービス提供主体の参画と定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置し、情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進します。 ④生活支援コーディネーターの充実 ▼既存の取組み組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供支援の充実に向けた取組みを推進します。

主体	取組み内容
社会福祉協議会	①住民主体の社会参加・福祉活動の推進 ▼福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて「思い」が循環し相互に支え合う・支えられる住民参加の連携・協働の体制づくりを目指して、住民組織や当事者組織、団体・グループ等の地域活動、人材確保・育成を支援します。 ②ボランティア活動の推進 ▼ボランティア活動等に関する理解と関心を深めるとともに、個人及び組織的な活動の育成援助を行い、体験することによって気づきがあり、知ることによって行動できる実践活動を目指すことによってボランティアセンター機能の充実を図ります。 ③社会福祉団体への支援 ▼地域の社会福祉団体と協働して各事業を展開し、支援します。 ④物品等貸出事業 ▼所有する物品等を貸出すことにより、日常生活支援、社会参加、または地域福祉の向上につなげます。 ⑤生活支援・介護予防サービスの充実を図る協議体への参加協力 ▼住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができるよう、生活支援コーディネーターの組織的な補完、地域ニーズの把握、情報の見える化の推進、企画・立案・方針の策定、地域づくりにおける意識統一の場等の支援を行います。 ⑥生活支援コーディネーターへの支援 ▼生活支援の担い手の育成やサービスの開発等の資源開発、サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を行うコーディネート業務を最大限に発揮できるように、支援します。
地域住民	①近隣住民とのつながりの充実 ▼積極的に声がけやあいさつをし、隣近所のつながりを築きます。 ▼隣近所で困っている人がいたら、積極的に声がけをします。 ②地域住民の自主的な活動への参加 ▼さまざまな学びや体験を通して福祉についての理解を深め、豊かな人間性を培い、地域住民が主体的に行う支え合い活動につなげます。 ③生活支援・介護予防サービスの充実を図る協議体への参加協力 ▼住民主体の活動やサービスの創出のため、住民自身が地域の課題に気づき、自ら課題解決のための活動を考え、自主的・主体的に取り組むを行い、地域全体の意識の高まりや実行力を引き出すようサービスの型にとらわれることなく様々な形で助け合いを広げ、地域づくりを進めます。

< 目標 >

指標	前回計画	現状	目標値	備考
	2014 年度	2018 年度	2023 年度	
地域住民が中心となり、行政や関係団体の協力で推進する	-	18.4%	20.0%	問 19
住民の支え合い活動・ボランティア活動に安心がある	-	45.8%	50.0%	問 21

(2) 福祉意識の向上

地域福祉を推進するためには、すべての地域住民が福祉に関する理解を深め、日常生活で互いに助け合う意識や環境づくりが重要です。相手を思いやる気持ちを育み、学習や体験等を通じて知識と技術を習得し福祉意識の向上につなげます。

主体	取組み内容
行政	①地域福祉活動の人材の確保と育成 ▼豊富な経験を持つ元気な高齢者をはじめ、児童・生徒などが地域福祉活動に参画できる機会を確保し、人材育成に取り組めます。
社会福祉協議会	①住民への福祉教育の充実 ▼多分野と連携しながら、住民の身近な生活課題や疑問、地域づくり、ボランティア活動に関する情報提供、知識と技術の習得など体験や学習を通じて個々の資質向上を図ります。 ②児童への福祉教育の支援 ▼福祉教育の推進を図るため、村内の学校をボランティア活動推進校に指定し、地域や施設利用者との交流、ボランティア体験、環境保全活動等を行い、社会福祉への理解と関心を高め、心豊かな人材育成を支援します。
地域住民	①福祉体験や学習への積極的な参加 ▼福祉への理解と関心を高めるため、活動や学習の機会に積極的に参加し、知識と技術を身につけます。

<目標>

指標	前回計画	現状	目標値	備考
	2014 年度	2018 年度	2023 年度	
地域の課題を身近に感じている割合	－	45.1%	50.0%	問 10
子どもたちに対する福祉教育は地域の活動などを通じて学ぶ	－	33.8%	35.0%	問 17

(3) 地域における集いの場の整備

地域社会との関わりが少なくなっている状況から、支援を必要とする人々が孤立したり、引きこもりになる恐れがあります。関係者の連携と住民が互いに支え合う仕組みづくりとして、すべての住民が、生きがいを抱き気軽にいつでも集うことのできる環境の整備を進めます。

主体	取組内容
行政	①住民の交流の場の整備 ▼地域の人が多様な世代において、気軽に話をする交流の場づくりを推進します。 ②既存施設の活用 ▼地域の特色に応じた活動を推進し、公民館等を活用しながら居場所づくりを支援します。
社会福祉協議会	①いつでも、だれでも集える場の構築 ▼仲間づくりと生きがいの充実、サロンの役割を啓発するとともに、多様なサロンの拡充に努めます。 ②集いの場への支援 ▼地域住民が主体的に集う場所の立ち上げやその活動が維持されるよう、情報提供や取組みへの支援を行います。 ③社会参加の促進 ▼全世代を対象とした社会参加活動や学習活動、交流会等の心豊かに生きがいの充実を得る機会を提供します。
地域住民	①住民同士がいつでも交流できる環境づくり ▼地域住民が、いつでも誰でも集える居場所づくりへの積極的な参画に努めます。

< 目標 >

指標	前回計画	現状	目標値	備考
	2014 年度	2018 年度	2023 年度	
サロン数	－	4 か所	5 か所	

(4) 誰もが暮らしやすい環境の整備

すべての住民が安心して生活していくため、誰にとっても望ましい地域社会となるよう、共に考え、共に実践していく意識を共通の価値観として形成し、地域福祉を実現していきます。

主体	取組み内容
行政	①共に歩む地域社会づくり ▼本村を3区域（田代・杉ヶ沢地区、大秋・白沢地区、村市・藤川・居森平地区）に分け、地域住民自らが直面する地域課題に気づき、解決する仕組みづくりを支援します。
社会福祉協議会	②圏域における地域ネットワークの強化 ▼住民自らが、区域ごとの取組みを主体的に行うことができるようサポートします。
地域住民	③圏域における地域ネットワークへの参画 ▼地域住民等が主体的に地域生活課題への解決に取り組む活動や視点を広げた新たなサービスの拡充を図り、その機能の充実と環境整備に努めるため、区域での区域ネットワークづくりに参画します。

第1節 基本目標1 好循環型地域づくりの推進

方針2 支え合う地域づくり

<現状と課題>

住民意識実態調査から不安なことがあった場合の相談先として、特に多い回答は、「家族・親戚」、次いで「友人・知人」と回答した方の割合が多く、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会などに相談する方は少ないようです。また、「どこに相談してよいかわからない」と回答した方もいることから、抱えている心配ごとが潜在化している様子が伺えます。

近年では課題が複合化し、関係機関が個別に対応するだけでは適切な解決策を講じることが難しく、さらに、課題が複雑な場合、抱えている問題が深刻化し解決が困難な状態となる恐れも考えられます。

これからの社会福祉にとって、抱えている問題が深刻化しないよう予防に目を向け、解決が困難な状態となる前に早期発見して支援につなげていくことが重要です。

さらに、当事者に寄り添い、解決に向けて地域活動を通じた取組みを行い、加えて専門職による、医療・保健等との連携、地域連携の支援や生活支援ネットワークの構築にもつなげていく必要があります。

現在の村の相談支援体制は、関係機関が個別に相談を受け付け、対応をしていますが、改めて相談支援機関のネットワークを再構築し、役割を明確にすることにより、複合化する問題に迅速にかつ適切に対応していく必要があります。

(1) 相談支援体制の充実

すべての人が地域で自立して暮らしていくためには、身近なところで気軽に、かつ安心して相談ができる体制が必要です。

地域住民がそれぞれ直面している様々な問題に的確に応えられるよう、その機能を充実させ適切な対応を行うことが期待されています。

すべての住民にとって気軽に安心感のある総合相談窓口として、その機能を果たしていきます。

主体	取組み内容
行政	①「なんでも相談窓口」の周知徹底 ▼全世代を対象とした地域住民の相談をワンストップで受け止める「なんでも相談窓口」を村住民課に設置し、相談者が抱える課題だけでなく、世帯全体の抱える課題を捉え、取り巻く環境を含めて複雑・専門的な問題においても、地域住民や地域包括支援センター、障害者相談支援機関等の各制度に基づく支援機関と専門職が連携し、その対応と周知に努めます。
社会福祉協議会	②心配ごと相談所の充実 ▼3 区域に心配ごと相談員を配置し、地域住民の日常生活上のあらゆる相談に応じます。 ▼相談員に対する指導及び研究・研修を実施します。 ③広域法律相談所の充実 ▼津軽地区5市町村社会福祉協議会が協力し、法律相談所を開設して複雑・専門的な相談内容に対応・支援します。

(2) 地域関係者及び関係機関等との連携

地域において、潜在化している日常生活上の多様なニーズを民生委員等の地域関係者及び関係機関と連携して、早期把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口へつなぐ体制を強化します。

主体	取組み内容
行政	①民生委員・児童委員との連携 ▼より住民に近い立場から地域の問題を把握し、解決するため連携して取り組みます。 ②情報共有と提供 ▼地域の情報、福祉に関する情報を民生委員・児童委員等と共有するなど連携を強化します。
社会福祉協議会	①民生委員・児童委員等との連携強化 ▼地域関係者や関係機関と常に情報共有を行い直面する課題を共に考え、必要な情報提供及びサポート体制を整え、相談・支援のための活動基盤の整備と行政とのパートナーシップをさら高め行動します。
地域の関係者	①関係機関との連携強化 ▼相談者や支援を必要とする住民に対し、地域の身近な相談役として、対象者に寄り添った支援を行うとともに、関係機関と情報を共有し連携を強化します。

(3) にしめや相談支援機関ネットワークの確立

地域住民が直面している様々な問題は、相談者だけでなく、その世帯全体に複数の課題が生じており、包括的な支援が必要な場合があります。制度による縦割り対応ではない相談を受ける体制の必要性が高まっており、その機能を充実させ適切な対応を行うことが期待されています。

なんでも相談窓口において、地域住民の相談を受け止め、その複雑・専門的な問題に対し、地域住民及び関係機関が連携した「にしめや相談支援機関ネットワーク」を構築し、バックアップ体制を強化します。

主体	取組み内容
行政	①相談支援体制の充実 ▼把握した地域生活課題のうち、複雑で専門的な問題に対して、適切な支援を行うため、「にしめや相談支援機関ネットワーク」体制を構築し協働により課題解決を行います。 ②自立相談支援機関への情報提供 ▼複雑・専門的な問題で専門職による多方面からの包括的な支援を必要とする場合は、自立相談支援機関に情報提供を行い、連携して支援を行います。
社会福祉協議会	①にしめや相談支援機関ネットワークへの協力 ▼「にしめや相談支援機関ネットワーク」に参画し、複合的な課題へ必要な相談支援が円滑に提供されるよう協働するとともに、安定した相談対応を行うことができるよう協力します。 ②自立相談支援機関への情報提供 ▼複雑・専門的な問題で専門職による多方面からの包括的な支援を必要とする場合は、自立相談支援機関に情報提供を行い、連携して支援を行います。
地域の関係者	①にしめや相談支援機関ネットワークへの協力 ▼「にしめや相談支援機関ネットワーク」体制への理解を深め、地域住民へ情報提供をし、支援を必要とする住民とのつながりを築くなど支援体制に協力します。

(4) コミュニティワークの強化

地域に潜在化する地域生活課題を把握し、日常生活を営む上で課題を抱えている住民やその家族に寄り添い、問題解決に向け必要な支援を共に考え、専門職や関係機関と連携しながら包括的に援助すると同時に、支援に必要な資源開発とコーディネートを行い、共に生きる精神的環境の醸成や福祉コミュニティづくり、生活環境等の改善を並行して推進していく機能を充実強化します。

主体	取組み内容
行政	①コミュニティワークの強化 ▼地域住民が主体的に行う日常生活課題の解決に向けた活動等の充実強化を図り、地域の福祉力向上につなげます。 ▼コミュニティワークが、全世代を対象とした多分野連携の包括的な活動の場となるようバックアップ体制を充実強化します。 ②地域見守り活動の充実 ▼既存の制度に明確に位置づけられていないが、何らかの支援が必要である「制度の狭間の課題」を地域住民や事業者等が見守り活動をする ことで日常生活の異変等を早期発見し、解決へ導くため「西目屋村地域見守りネットワーク」を強化し、充実した支援体制に努めます。 ▼民生委員・児童委員等の地域の関係機関と連携し、アウトリーチ（地域に出向いて行くこと）による個別課題の相談支援等により、支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援ネットワークづくりに取組みます。
社会福祉協議会	①コミュニティワークの強化 ▼地域変革に挑戦する意識を持ち、コミュニティワークの向上に努めます。 ②アウトリーチの徹底 ▼地域に出向くことにより、日々の暮らしや地域の中で潜在化する生活課題を把握し、関係機関や民生委員等と協働して地域を基盤とした必要な支援や働きかけにより課題解決につなげるよう努めます。 ③西目屋村地域見守りネットワークへの参画 ▼西目屋村地域見守りネットワークへ参加協力し、地域見守り隊として住民が地域で安心して暮らすことができるよう、支え合い活動を推進します。

第2節 基本目標2 あなたに寄り添う福祉文化の創造

方針1 多機関連携

<現状と課題>

これまでの福祉制度は、高齢者、障害者、児童といった特定の対象者や分野ごとに行われていました。しかし、近年の生活課題は一つの問題にとどまらず、心身の不調、知識や技能の不足、家族の問題、健康の問題、家計の破綻、将来の展望の喪失など複合的な課題を抱え、本人のみならずその家族にも課題がある場合があります。

このような、現行の制度のみでは支援することが難しい方に対して、既存の制度や福祉サービスを活用しながらワンストップで生活全般に渡る包括的な支援を提供する取組が必要です。

支援を必要とする住民が自立に向けて歩みを進めていくためには、自分の居場所や役割を見つけ、人との「つながり」を実感できることも必要です。居場所やつながりの形成に個々の支援だけでなく、地域に向けた取組も必要となります。支援を必要とする人の早期発見や見守りのために、地域のネットワークを強化することも大切です。

(1) 支援関係機関によるチーム支援

支援を必要としている住民が課題を複合的かつ複雑に抱え、多機関にわたる支援が必要な場合に、各専門機関による支援チームを編成し、課題解決のため協働して検討を行い、支援します。

主体	取組み内容
行政	①福祉専門支援チームの編成 ▼専門機関や包括的な支援が必要な場合に、支援関係機関による支援が包括的に行われるよう、福祉専門支援チームを編成し、多様な分野が協働して支援する体制を整備します。 ②自立相談支援機関への情報提供と協力 ▼抱える問題が複合的かつ複雑であり、解決が困難な場合は自立相談支援機関に情報提供し、社会生活の自立に向けて協力を求めます。
社会福祉協議会	①福祉専門支援チームへの参画 ▼多分野の支援関係機関の連携により、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に行われるよう、協力します。 ②自立相談支援機関への情報提供と協力 ▼抱える問題が複合的かつ複雑であり、解決が困難な場合は、自立相談支援機関に情報提供を行うと併に多機関等と連携・協働し必要なサービスの活用や支援に繋ぐため、協力を求めます。

(2) 協働支援の中核を担う仕組みづくり

複合的な課題を抱える支援を必要とする住民に対して、地域住民や支援関係機関の協働による支援が包括的に展開されるよう、中核的な機能を持つ担い手を設定してその役割を果たします。

主体	取組み内容
行政	①中核的な役割を担う機能づくり ▼複合的な課題を抱えた住民に対し、専門機関や包括的な支援が必要な場合は、随時、地域住民や支援関係機関に情報提供や助言を行い、中核的な役割を果たす担い手育成やその仕組みづくりなどの体制整備を行います。
社会福祉協議会	①中核的な役割を果たす機能への参画 ▼支援を必要とする住民に対し、効果的かつ一体的に支援していくため、その中核の役割を果たすとともに、その機能へ積極的に協力します。
地域住民 地域の関係者	①中核的な役割を果たす機能への参画 ▼地域住民自らが地域福祉を推進していくため、支え合い活動等への理解と知識や技術の習得に努めます。

(3) 地域ケア会議の強化

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進める地域包括ケアシステムの実現に向けて重要な役割を果たします。

近年の複雑・複合化する課題に対し、解決のためその検討について充実強化を図ります。

主体	取組み内容
行政	①地域ケア会議の開催 ▼医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員のケアマネジメントの実践力を高めます。 ▼個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化します。 ▼共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画等への反映などの政策形成につなげます。
社会福祉協議会	①地域ケア会議への参加 ▼行政が行う地域ケア会議に参加し、地域の現状について情報共有を行い、問題やニーズについて把握するとともに、課題解決に向けその支援を検討します。

(4) 地域住民等との連携

地域の住民が安心して心豊かに暮らせる社会を築くため、地域住民がふれあいの絆の中で自らの能力を最大限に活かしながら、生きがいを持って主体的に暮らし尊厳が保持されるよう、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について地域住民・ボランティアや福祉関係者による把握を行い、地域住民等や関係機関との連携による解決を目指します。

主体	取組み内容
行政	①地域住民等との連携による包括的な支援 ▼複合的で複雑な課題を抱えた住民に対し、公的保障や制度による専門的な支援に加え、地域住民やボランティア、関係機関との連携による支援体制を構築します。
社会福祉協議会	①地域住民や関係機関との連携による支援 ▼地域で安心して暮らしていくために、地域住民や関係機関との連携を強化して、支え合い活動を応援します。
地域の関係者	①関係機関と連携 ▼地域で安心して生きがいを持って生活していくために、近隣住民と共に関係機関と連携しながら支え合い活動を創出し、実践できるように努めます。

第2節 基本目標2 あなたに寄り添う福祉文化の創造

方針2 横断的な支援

<現状と課題>

住民意識実態調査から、地域住民が日々の生活において「自分や家族の健康について」、「自分や家族の将来や老後について」、「収入や家計について」悩みや不安感していると回答した方の割合が高いことが判りました。

生活に困りごとを抱えている方々の課題は地域の中で潜在化しやすく、表面化しにくいものとなっており、初回相談や発見の遅れがより複雑化・深刻化している状況が伺えます。

また、地域によって対象者を取り巻く環境、社会資源の状況などが異なることから、各種制度等を基本としながらも、それぞれの地域の実情にあった形での支援が必要となります。

課題の掘り起しや、広範囲にわたる困りごとに対して効果的な支援を進めるためには、関係機関・団体・地域住民等との協働のネットワークにより支援体制の強化を図っていくことが重要となります。

本村では、これまでも相談支援機関のネットワークを築き、ワンストップの相談窓口対応を行い、関係機関と協力して支援を展開してきました。しかし近年、複雑かつ深刻化している課題が増加しており、対応に苦慮することが相次いでいます。今後も問題を抱えている世帯等へ効果的で計画的な支援を続けていくために、生活困窮者自立支援制度等を活用しながら地域と共に関係機関と連携し、解決への道を進んでいきます。

(1) 複合化した課題を有する者への相談支援体制の強化

複雑な課題を抱える世帯等に対し、にしめや相談支援機関ネットワークによる横断的な支援を行い、生活困窮者の早期発見と生活困窮の相談を受け止め、就労訓練、就労の場の開拓や創出等地域づくりにもつなげた支援を行います。

主体	取組み内容
行政	①横断的な相談支援体制の充実 ▼潜在化した課題を抱える地域住民の相談を「なんでも相談窓口」で受け止め、一次窓口としての機能を果たすとともに、アウトリーチによる早期把握を行い、複合化した問題については「にしめや相談支援機関ネットワーク」による横断的な相談支援体制を展開します。 ▼住居に課題を抱える住民は、青森県居住支援協議会や関係機関と連携し、住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る相談支援体制を構築します。 ▼就労に困難を抱える者はその者に寄り添い、段階に応じた適切な相談支援体制を構築します。 ②自立相談支援機関との連携 ▼複雑・専門的な地域生活課題を解決するために、自立相談支援機関に協力を求め、支援関係機関が有効的に連携し、一体的かつ計画的に支援が行われるよう努めます。
社会福祉協議会	①連携による協力支援 ▼「にしめや相談支援機関ネットワーク」への参加協力により、横断的な支援体制に参画します。 ②自立相談支援機関との連携 ▼対象者の意識や生活の質の向上につながるよう、自立相談支援機関にその解決に資する支援の協力を求め、支援関係機関が連携し、包括的に支援が行われるよう検討します。 ③生活支援の充実 ▼低所得者、障害者または高齢者世帯に対し、経済的自立を目的に県社協が各種資金を貸付け、必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を維持できるよう支援します。 ④生活支援の充実 ▼低所得者、障害者または高齢者世帯に対し、経済的自立を目的に各種資金を貸付け、安定した生活を維持できるよう支援します。

(2) 自殺対策の仕組みづくり

近年は、病気や生活苦に加えて、過労やいじめ、精神疾患や人間関係の悩み等の多様な問題が重なり、自殺に追い込まれていく状況が広がっています。誰もがお互いに尊重し合い、命を大切にする社会でなければなりません。

自殺を防止するとともに、自殺者の家族や親族等に対する支援の充実を図るため、住民と行政、関係機関が一体となって、自殺対策に取り組むよう努めます。

主体	取組み内容
行政	①命を支える包括的支援 ▼自殺リスクの低下や、自殺リスクのある方及び家族等に向けた支援体制や相談対応などに努めます。 ▼自殺対策に係る知識の向上を図り、住民が自殺の危険を示すサインに気づき適切な行動ができるよう、必要な基礎的知識の普及に努めます。 ▼SOSの出し方に関する教育の推進に努めます。
社会福祉協議会	①命を支えるネットワークの強化 ▼地域住民や関係機関との連携を密にし、早期発見や早期対応、自殺願望の要因となっている問題の解決に向けた相談や適切な支援体制の仕組みづくりを図ります。 ▼地域社会の一員として出番と役割を創出し、自殺予防や社会的孤立の防止に努めます。
地域住民	①命を支えるネットワークへの参加協力 ▼自殺に係る正しい知識を身に付け、自助意識を持ちながら自身や家族、地域住民の見守りに努めます。 ▼自身や家族、地域において自殺の危険を示すサインに気づいた場合、迅速に相談機関に報告するよう努めます。

(3) 虐待防止等の強化

養護者等による虐待・暴力等の防止、養護者等による虐待・暴力等を受けた者の保護、養護者等に対する支援等に関し、相談・通報体制を整備するとともに、虐待・暴力等の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応ができるよう関係機関と連携し取組めます。

主体	取組み内容
行政	①虐待等防止ネットワークの強化 ▼関係団体及び関係機関等と連携して設置している西目屋村虐待等防止協議会において、虐待・暴力等の未然防止、相談・保護等の支援体制を充実させます。 ②早期発見・未然防止と取組強化 ▼虐待等に関する相談や通報は、なんでも相談窓口において受け止め、内容に応じて関係機関と連携し、助言等を行います。 ▼関係機関等との情報共有を行い、西目屋村地域見守りネットワークを通じて養護者等の心身の状況や生活状況を見極めながら見守りを行い、リスク要因を抱える者に適切な支援を行うことによって、虐待等を未然に防ぎます。 ▼養護者等から虐待・暴力等を受けた者や虐待・暴力等を行った者（養護者・保護者又は配偶者等）へ虐待の程度に応じ、見守り・予防的支援、相談・調整・社会資源活用支援、保護・分離支援を行います。 ③虐待等の未然防止・通報等のための啓発 ▼虐待やDV等の早期発見や防止に関する広報を行い、意識向上を促し、虐待等を発見した場合の相談窓口について、周知を図ります。
社会福祉協議会	①虐待等の早期発見とサポート体制の充実 ▼西目屋村虐待等防止協議会に参加し、情報共有と支援の検討を行います。 ▼地域住民や関係機関との連携を密にし、虐待等の未然防止、早期発見や早期対応等の適切な支援に努めます。 ▼リスク要因を有する家庭等の見守り支援を行います。
地域住民	①情報提供 ▼虐待等の防止や養護者に対する支援等の重要性の関する理解を深めるとともに、西目屋村地域見守りネットワークや地域による見守りに参加して、その支援等の施策に協力します。 ▼地域において虐待等の恐れがあることを発見した場合、迅速に相談機関へ報告するよう努めます。

(4) 福祉サービスを必要とする矯正施設等退所後の社会復帰支援

保健医療、福祉等の支援を必要とする矯正施設等退所者が地域社会の一員として生活していくためには、必要な保健医療、福祉サービス等の支援を総合的に適切に提供していく必要があります。

住居や就労の確保等は、地域社会の理解と協力を得て公的な機関や民間団体が連携することにより、効果的な支援が可能となります。矯正施設等退所者に責任のある地域社会の一員として出番と役割を創出し、地域の理解を得られるよう、円滑な社会復帰と再犯防止に努めます。

主体	取組み内容
行政	①社会復帰支援と再犯防止 ▼円滑な社会復帰を目指すため、関係機関と連携し福祉サービス等の利用や地域の中でその人らしく安心して生活が送れるように支援を行い、再犯防止に努めます。
社会福祉協議会	①社会復帰支援と再犯防止への協力 ▼福祉サービスを必要とする矯正施設等退所者への社会復帰の支援に協力し、地域関係者の理解と協力を得ながら行政及び関係機関と連携しながら、社会的孤立及び再犯防止に協力します。
地域の関係者	①啓発活動 ▼矯正施設等退所者の社会復帰支援について、理解を深め社会的孤立及び再犯防止に努めます。

(5) 総合的な地域コミュニティの活性化

社会では誰もが共に生き、共に考え支え合いながら心豊かに安心して生活していくことが求められています。日常生活では、福祉分野の領域を超え、住民や地域が抱える生活課題は多岐にわたっています。生活の基盤として、地域振興、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通等の多分野連携による地域社会を持続し生活の質が向上していくことで地域コミュニティの活性化につなげ、青森県型地域共生社会の実現を目指します。

主体	取組み内容
行政	①総合的なコミュニティの活性化 ▼さまざまな課題を直視しつつ、地域住民や多様な主体が参画し、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、誰もが役割と出番を持つ地域共生社会への実現を目指し、地域住民が地域を構成する一員として社会・経済・文化・教育その他あらゆる分野と連携して活動に参加・活躍する機会が与えられるよう、多様性を認め画一化しないコミュニティ施策の展開に努めます。
社会福祉協議会	①新たな地域コミュニティの創造と支援 ▼福祉分野のみならず、多分野との連携・協働により幅広い視点に立ち、新しい地域福祉を推進する組織として、住民主体の多様な活動を支援し、住民の活躍の場と出番の創造や地域の生活課題に取り組む活動につなげ、地域の福祉力を高めると同時にコミュニティの活性化に挑戦します。
地域住民	①貢献意識の向上と地域コミュニティ活性化への参画 ▼地域コミュニティの創造に対する理解を深めるとともに、地域を構成する一員として当事者意識を持って協力します。 ②モラルやマナーの向上 ▼地域コミュニティを育むため地域住民同士がモラルやマナーを意識して行動するとともに、あらゆる分野の活動に地域住民の一員として参加し、人々との日常的なふれあいや交流を通じお互いの絆を深めることで、より地域を良くしようとする意欲へつなげます。

<目標>

指標	前回計画	現状	目標値	備考
	2014年度	2018年度	2023年度	
近隣同士の助け合いの仕組みづくりとその充実	-	19.6%	25.0%	問 18

第2節 基本目標2 あなたに寄り添う福祉文化の創造

方針3 サービスの提供と利用

<現状と課題>

本村では福祉サービスを高齢者福祉計画や介護保険計画、障害者福祉計画、子ども子育て支援計画などの各分野別計画に基づき、対象者別・分野別に各種福祉サービスを実施しています。また、健康増進計画などに基づき、地域住民の健康診断や健康づくり事業を展開しています。

しかし、各種事業による活動をいつ、どこで、どのように実施しているかなど、地域住民が把握できず、情報提供が不十分なところがあります。さらに、制度の周知と理解が不足し、自己選択ができず、不適切な福祉サービスの提供につながるものが懸念されます。

住民意識実態調査からも、福祉サービスを利用した際どんなサービスがあるのか、どこに行けば利用できるのか、また、経済的負担はどのくらいなのかがわかりにくいという回答が多く、それぞれ必要な福祉情報がわかりやすく入手できる仕組みが求められています。

福祉サービスの適切な利用については、自己選択・自己決定ができるよう、情報の量・正確性・効果・有効性をさらに高めていく必要があります。

福祉サービスが必要となった住民に対して、十分な情報提供をするとともに、対象者別・分野別に検討するのではなく、総合的に将来を見据えた生活設計の視点で検討し、成年後見制度や日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービスにつなげていくことが重要です。

これらを踏まえ、子どもから高齢者まで全世代・全対象に関する相談窓口対応を行い、福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制を強化し、相談支援機関や地域の幅広い分野の主体と連携しながら日常的な見守りを含めた支援を展開していくことが重要となります。

(1) 福祉サービスの利用に対する相談支援体制の整備

福祉サービスを必要とする地域住民に対し、適切なサービス利用を支援するため、利用者が主体的に選択し、安心して利用できるよう多彩な情報を発信し相談支援関係機関と連携した支援体制を整備します。

主体	取組み内容
行政	①福祉サービスの情報提供 ▼村民に定着している健康カレンダーに、暮らしに役立つ多彩な情報を掲載し、福祉情報の発信の充実を図ります。 ▼回覧板等を活用し、地域の福祉サービスを周知します。 ▼村ウェブサイト、にしもやチャンネル等を通じて保健医療、福祉、子育て等の支援情報や知識や技術の向上に関する情報等を発信します。 ②なんでも相談窓口との連携 ▼サービスを必要とする地域住民から相談をワンストップで受け止め、安心して利用できるよう、相談体制を整えます。 ③支援関係機関との連携 ▼支援関係機関と連携し、適切なサービスを提供します。
社会福祉協議会	①福祉サービスの情報提供 ▼社会福祉協議会の活動や福祉サービスの内容など、社会福祉に関する情報を広報誌、ウェブサイトやSNSなど多様な情報媒体を活用して、適切な情報発信に努めます。 ②支援関係機関との連携 ▼サービスを必要とする地域住民に対し、支援関係機関と連携しながら協力します。
地域の関係者	①生活課題の把握と関係機関との連携 ▼地域住民に対し、福祉サービスの情報提供と把握した地域や個別の課題は関係機関へつなげ、課題解決に向けて協力します。

(2) 共生型サービスの横断的な展開

地域共生社会の実現のため、多機能型サービス等を創出し、多世代が集う居場所づくりを整備することによって、地域住民を結び付け、新たな地域課題の早期発見や多様な社会資源の創出につながるよう、横断的な福祉サービス等の展開を検討します。

主体	取組み内容
行政	①新たな多機能型サービスの検討 ▼高齢者、障害者、子ども・子育て等の福祉サービスを分野別に提供するのではなく、全世代・全対象型とした総合的サービスの提供を検討し、世代を超えたつながりと役割の創造を目指します。
社会福祉協議会	①新たな多機能型サービスの検討 ▼世代を超えたつながりと役割を創造し、全世代・全対象型とした福祉サービスの提供を検討します。 ②共生型サービスの充実 ▼高齢者等が地域社会の中で役割をもっていきいきと生活ができるよう、住民、団体、企業など多様な主体と協力しながら自らの生きがいや健康づくりにつながる活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービス基盤ともなる活動を実施します。 ③新たな共生型サービスの検討 ▼高齢者等が活躍する場を構築することによって、出番と役割を創出し、生きがいを持って生活していくことができるよう検討します。 ▼多世代を対象としたコミュニティサロンを開設し、いつでも、誰でも気軽に生きがいを持って参画できるよう整備します。
地域住民	①共生の場への参画 ▼地域住民が主体的に多様な集いの場に参画することにより、やりがいや楽しさを感じながら地域の課題解決や、新たな取組みを考え行動していきます。

(3) 権利擁護体制の充実

高齢者や障害者、日常生活上の判断に不安がある方が地域で安心して生活できるよう、日常生活全般、財産管理、消費・契約上の問題に関する相談に関わり、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を支援します。

主体	取組内容
行政	①成年後見制度の利用促進 ▼高齢や障害などによって日常生活のしづらさを抱えた住民のニーズを的確に把握し、不利益とならないよう制度の周知と、制度の理解のための研修を実施することで成年後見制度利用へつなげます。 ②権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備 ▼権利擁護支援の必要な者の発見・支援するため、早期の段階からの相談・対応体制を整備し、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を構築します。 ▼福祉等の関係者と後見人等がチームとなってサービス利用者を見守る体制を整備します。 ▼福祉・法律の専門職団体が協力して、個別のチームを支援する仕組みを整備します。 ▼広報、相談、利用促進、後見人の支援、不正防止等の機能を円滑に運営していくため、中核となる機関の設置を検討します。 ③日常生活自立支援事業の利用促進 ▼高齢や障害により判断能力が十分でない方への福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する支援を行い、安心して暮らすことができるよう福祉サービスの利用へつなげます。 ④福祉サービスに関する意見や苦情の対応 ▼地域住民からの意見や苦情に対し、迅速に対応して検討を行い、改善等に努めます。
社会福祉協議会	①成年後見制度の利用促進 ▼高齢や障害などによって日常生活のしづらさを抱えた住民のニーズを的確に把握し、不利益とならないよう制度の周知と、制度の理解のための研修を実施することで成年後見制度利用へつなげます。 ②日常生活自立支援事業の利用促進 ▼高齢や障害により判断能力が十分でない方への福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する支援を行い、安心して暮らすことができるよう福祉サービスの利用へつなげます。 ③福祉サービスに関する意見や苦情の対応 ▼地域住民からの意見や苦情に対して、苦情解決第三者委員に報告し、迅速に対応・検討を行い、改善等に努めます。
地域住民	①制度の理解と積極的な活用 ▼制度や福祉サービスの理解と知識の向上に努めます。

(4) 利用者の適切なサービス選択の確保

地域住民が必要なときに必要なサービスを安心して利用できるように、第三者機関による福祉サービスの評価や福祉サービス従事者の資質向上に向けた学習など積極的に取り組みを行うよう促し、サービス利用者が適切な選択ができるように努めます。

主体	取り組み内容
行政	①福祉サービスの評価の公表 ▼福祉サービス提供事業者に対し、第三者機関による福祉サービスの評価を公表するように促し、サービスの質の低下を招かないよう必要に応じて助言指導を行います。
社会福祉協議会	①適切な福祉サービスの提供 ▼サービス利用者に対して、社協の取り組みや事業を公開し、必要な人に必要なサービスを提供できるよう努めます。
地域住民	①福祉サービスの情報収集 ▼多様な福祉サービスのうち、必要な福祉サービスを利用するため、自らも知識を習得し、理解をすることによって適切な福祉サービスの利用に努めます。

(5) 安心・安全な地域づくりと日常的な見守り・支援の推進

安心して日常生活を送るためには、地域の防犯や交通安全など生活環境が安心・安全でなくてはなりません。全世代が住みよい地域となるため、交通安全の確保、移動支援、災害対策、公共施設、公衆衛生、教育環境、リサイクル活動など多岐にわたり利便性や公共性、多様なサービスの充実が求められています。さらに災害や緊急事態が発生した場合の助け合いの必要性は、住民意識実態調査からも読み取ることができ、本村では、災害時避難行動要支援者の避難支援ガイドラインに基づく災害時要援護者の避難支援体制の確立を図ります。

主体	取組み内容
行政	①公衆衛生・環境保全の充実 ▼地域の公衆衛生や環境保全について、さらに充実した取組みを進めます。 ②公共施設等のバリアフリー化 ▼すべての住民が気軽に利用できるよう、バリアフリー化を推進します。 ③交通安全対策の強化 ▼歩行者等の交通弱者の安全確保等、交通安全思想を基本とした新たな時代における対策に取り組むことにより交通安全や外出支援の構築に努めます。 ④防犯・防災対策の強化 ▼住民が犯罪に巻き込まれないよう対策を講じるとともに、犯罪発生 of 未然防止対策などに努めます。 ▼地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する普及啓発を図ります。 ⑤避難行動要支援者の把握 ▼避難行動要支援者を把握するため、名簿の登録を進め、避難行動要支援者台帳の更新整備に努めます。 ⑥災害時避難行動要援護者支援プランに基づいた避難支援 ▼多分野と連携しながら災害時に高齢者の安全を確保するため、災害時避難行動要援護者支援プランの個別計画に基づき避難支援に取り組めます。

主体	取組み内容
社会福祉協議会	①防災・減災対策の充実 ▼防災意識の向上や災害発生時の住民の安全の確保など災害対策活動を多分野と連携し、減災とすることができる地域づくりを推進します。 ②防災・災害ネットワークの充実 ▼防災意識の向上や災害発生時の住民の安全の確保などの災害対策活動を地域住民や関係機関、行政その他幅広い分野と連携し、避難行動要支援者の支援に協力します ③交通安全対策の充実 ▼交通弱者の生活の不安軽減に向け、移動手段の確保など社会全体で高齢者等の生活を支える体制の整備に努めます。 ④避難行動要支援者の把握 ▼避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者台帳への登録を進めます。 ⑤避難行動要支援者の情報共有 ▼関係機関と情報共有を行い、避難行動要支援者の情報更新に協力します。 ⑥福祉安心電話サービスの利用促進 ▼在宅で生活するひとり暮らし高齢者世帯等を対象に緊急時の安全と日常生活の不安解消を行い、地域住民や関係機関による支援ネットワークを築きながら24時間体制で見守りを行います。 ⑦安心見守り配食サービスの利用推進 ▼在宅のひとり暮らし高齢者等を対象に、食事を配達し、併せて安否確認を行うことによって、在宅生活の維持及び福祉の増進を図ります。
地域住民	①避難行動要支援者への支援 ▼災害時の避難行動について、防災訓練を通じて日頃から各種災害に対する意識を深め、減災・防災活動に取り組めます。 ▼要支援者の避難行動について、その支援に協力します。

第3節 基本目標3 未来につなぐ人づくりの推進

方針1 担い手の確保育成

<現状と課題>

すべての住民が地域における福祉活動に関心を持ち、理解を深めていく必要があります。そのためには様々な福祉活動の担い手となるきっかけづくりが重要となります。

住民それぞれが必要とすることに対して、適切なサービス提供ができるように、ボランティア団体などの地域福祉活動から専門的な知識を必要とする福祉サービスまで幅広い人材の発掘や育成が必要です。また、知識や技術を身につける機会や体験する場を提供し、意識の醸成を図る必要があります。

しかし、地域福祉活動に参加できる機会の確保や活動のリーダーとなる人材の確保・育成は重要な課題でもあります。特にボランティア活動に関しては、2017年度の社会福祉協議会のボランティア登録者数は、個人登録が32名、団体登録は1団体となっており、活動者が不足している状況です。住民意識実態調査からも、住民の支え合い活動やボランティア活動に関心がないと回答した割合が、約46%となっており、ボランティア人口の拡大は急務であると言えます。

また、現在、社会福祉協議会がボランティアと活動をつなげるコーディネートを担っていますが、その機能を十分に発揮できていない現状にあります。

多様な機関と協働して、地域で総合的な支援体制を築くためには、組織間の役割・使命を踏まえ、それぞれの役割分担などルール設定を明確にする必要があります。

今後はボランティア活動をコーディネートする人の重要性が増すことが考えられるため、ボランティアの担い手育成・発掘とあわせ、専門的な研修等を行っていくことが望まれます。

(1) 社会福祉従事者の資質向上

支援を必要とする方が必要なサービスを適切に選択し利用できるようにするためには、福祉サービスを提供する人材の質も影響すると考えられます。将来において、充実した福祉サービスの量的拡大が予想されることから、優れた人材の確保と育成を積極的に行います。

主体	取組み内容
行政	①社会福祉従事者の専門性の強化 ▼社会福祉従事者の専門性を高めるため、各種研修会・研究会に参加し、最新の福祉に関する情報を収集してケアマネジメント力を身につけ、ソーシャルワーク体制を強化することによって、地域福祉の向上を図ります。 ▼知識と技術をさらに向上させるため、多種多様な学習の機会を提供して社会福祉事業従事者の資質の向上を図ります。
社会福祉協議会	①人材育成の強化 ▼実践において必要となる専門性の知識と技術の必要性が高まるなか、これを向上させるため、多種多様な学習の機会を提供して社会福祉従事者の資質の向上を図ります。 ②ソーシャルワーク体制の整備 ▼ソーシャルワークについて再考し、状況に応じた援助技術を実践しながら、柔軟で地域に即した取組みを行います。

(2) 新たな取組みへの支援

地域福祉活動の活性化を促すため、多職種・多団体と協力しながら地域の福祉力を向上させる必要があります。地域関係団体をはじめ、民間の社会福祉施設や企業等の地域福祉活動への新規参入や新規事業の開発など必要な支援を行います。

主体	取組み内容
行政	①情報提供と支援 ▼社会福祉を目的とする多様な新規事業の振興・参入促進のため、「地域における公益的な取組」の積極的な実施を促し、情報提供と支援を行います。 ②公的サービスとの連携 ▼官民、分野の枠を超えた連携により既存の事業や新たな取組みへ挑戦し、指定管理者制度等を活用しながら多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応を進め、融合による生産性の高いサービスの開発を目指します。
社会福祉協議会	①地域における公益的な取組み ▼新たな地域貢献として、公益的な取組みを実施できるよう努めます。 ②多様な福祉活動の連携と促進 ▼地域福祉活動の活性化を推進するため、公的法人と民間事業者としての役割を発揮し、コーディネート機能を強化して、多職種・多団体、民間の社会福祉施設や企業等の地域福祉活動など多様な活動や新たな取組みの活動の充実につなげます。

(3) 地域福祉を推進する人材の養成

地域福祉活動を展開していくため、豊富な知識や経験を持つ人材が推進役となり、地域づくりの役割を果たしていくことが望まれます。

さらに、地域と関係機関をつなぐ役割や集いの場のコーディネートなどの支援を行うことも期待されています。その役割や活動について地域住民が理解を深め、活用し、地域福祉のさらなる充実を図るため人材養成に努めます。

主体	取組み内容
行政	①民生委員児童委員活動の充実 ▼民生委員児童委員は地域住民と行政をつなげる大きな役割を担っています。民生委員活動を理解し、やりがいと誇りを持ってもらうことで定数確保につなげます。 ②民生委員児童委員の活動の周知 ▼民生委員児童委員の活動を住民に周知し、活動への理解を図ります。 ③民生委員児童委員の資質向上 ▼研修会や講演会に参加を促し、知識を深め資質の向上に努めます。 ④情報の共有 ▼個人情報に配慮しながら、必要な情報の共有を行います。
社会福祉協議会	①民生委員児童委員への支援・連携 ▼住民が抱えている課題の早期発見及び解決に向かうよう支援するとともに、協力の要請を行います。 ②民生委員児童委員の活動の周知 ▼民生委員児童委員の活動を住民に周知することにより、活動への理解と関心を高めます。 ③民生委員児童委員の資質向上 ▼民生委員児童委員の資質向上を促すため、学習の機会を提供します。 ④情報の共有 ▼個人情報に配慮しながら、必要な情報の共有を行います。
地域住民	①民生委員児童委員との連携強化 ▼民生委員児童委員の担う役割を理解するとともに、地域住民及び地域の課題解決に向けて協力・連携に努めます。

<目標>

指標	前回計画	現状	目標値	備考
	2014 年度	2018 年度	2023 年度	
民生委員・児童委員の認知度	80.0%	81.9%	83.0%	

第3節 基本目標3 未来につなぐ人づくりの推進

方針2 多様な財源の活用、効率的な事業の実施

<現状と課題>

地域福祉の推進にあたって、継続できる活動の展開をしていかなければなりません。そのためには安定した活動財源を確保し、多様な助成金等を有効に活用していく仕組みを構築しなければなりません。

しかしながら、住民主体の地域福祉活動を展開するにあたり、自主財源を確保し、地域福祉活動を実施していくことに知識や技術等の不足があり、活動を実施できていない現状があります。

また、情報収集が十分にできず、財源の確保に至らないケースも考えられます。さらには、財源の確保ができて、その活用は対象者が限定されていたり、分野別となっていたり効率的・有効的なものになっていない様子が伺えます。

地域資源を最大限に活用し、対象や分野が限定されない横断的な地域福祉活動を展開するため、財源確保から有効的な活用方法を再考して、広い視点をもって取り組む姿勢が必要となります。

財源確保についても、情報提供を十分に行い、財源や活動が有効的なものとなるよう学ぶ機会を提供するとともに、地域住民や関係機関、企業等の地域貢献活動との協働による取組みなど連携していくことも必要です。

(1) 多種多様な財源の活用

地域が自分たちに必要なサービスを継続して実施していくためには、安定した地域の自主財源の確保が不可欠です。

さらに、公的財源や民間財源を効果的に組み合わせて実施していくことが必要です。

主体	取組み内容
行政	①各種財源の情報提供 ▼地域住民が主体的に地域の課題を解決していくために、多くの人に福祉への関心を持ってもらい、寄附金やふるさと納税等の活用も視野に入れた財源の情報提供を行います。
社会福祉協議会	①各種財源の情報提供 ▼地域福祉活動を支えるため、公的財源や民間財源など地域の実情に応じた多様な財源の活用について、情報提供します。 ②活動財源の確保 ▼極めて公共性の高い地域福祉を推進する中核的な組織であることを重視して、存在意義を明確にし、行政に理解と協力を積極的に働きかけ、住民主体の地域福祉活動のさらなる推進に向け、地域の実情に応じた活動に活用するため、多様な財源の確保に努めます。 ③共同募金助成金の確保 ▼住民互助のたすけあいを基本とし、地域住民の理解を得て透明性のある誰もが参加しやすい共同募金運動の展開により、財源の確保に努めます。
地域住民	①自主財源の確保と多様な財源の活用 ▼地域住民が安心した生活を維持していくため、地域関係者や関係機関と連携し、地域の自主財源の確保を基本としながら公的財源や民間財源等の積極的な活用を行います。

(2) 各種事業の連携

介護や障害、子ども・子育て支援等地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために複数の事業を連携して一体的に実施する必要があります。

主体	取組み内容
行政	①効果的な事業の実施 ▼地域共生社会の実現に向けて福祉分野のみならず、多分野・多事業との連携し事業を一体的に行うことにより、その効率や効果を高め、支援を必要とする方への対応や生活の質の向上、地域コミュニティの活性化につなげます。
社会福祉協議会	①関係機関等との連携と一体的な事業の実施 ▼事業の実施にあたり、対象者を区分せず多分野協働で参画し、地域づくりを育む仕組みを展開することによって、効果的な活動の支援と実践に努めます。 ②多分野連携の効率的な事業の実施 ▼社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰し、感謝の意を表するとともに、福祉・保健・医療関係者及び他分野の連携による心豊かに安心して暮らせる社会福祉を目指し、住民及び関係者相互の理解と連携をより一層深めることができるよう実施します。 ③買物支援の検討 ▼買物支援の取組みについて、地域の実情に合った仕組みを地域住民や関係機関等と連携し、複数の事業を一体的に実施できるよう検討します。
地域住民	①一体的な福祉文化の創造 ▼子どもから高齢者まで年齢の枠を超えて、互いに学び合うことにより、当事者意識を向上させ、福祉文化の創造に努めます。

資 料

地域福祉活動計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

計画策定経過

計画策定委員会委員名簿

計画作業部会部員名簿

資料

西目屋村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45条）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を協議するため、西目屋村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 策定委員会は、次の事項について協議する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- （1）社会福祉関係団体
- （2）社会福祉施設関係者
- （3）教育関係者
- （4）地域住民代表者
- （5）社会福祉協議会関係者
- （6）行政関係者

2 策定委員会の委員は、村長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定委員会は、委員以外の者を会議に出席させ、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、住民課に置く。

(作業部会)

第8条 策定委員会は、策定委員会を円滑に運営するため作業部会を置くことができる。

2 作業部会員は、会長が選任する。

3 作業部会員の任期は、委員の任期と同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

西目屋村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過

2018 年 3 月	福祉に関する住民意識実態調査の実施
8 月 29 日	第 1 回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の開催
9 月 26 日	第 1 回地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会の開催
11 月 28 日	第 2 回地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会の開催
12 月 25 日	第 2 回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の開催
2019 年 1 月 23 日	第 3 回地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会の開催
2 月 25 日	第 3 回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の開催

西目屋村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	職名	氏名	区分	備考
1	委員長	檜山 玲子	社会福祉協議会関係者	社会福祉協議会副会長
2	副委員長	三上 文子	社会福祉関係団体	民生委員児童委員協議会長
3	委員	田澤 節子	社会福祉関係者	身体障害者福祉会長
4	委員	眞土 幸成	社会福祉施設関係者	ユートピア白神所長
5	委員	村元 柳子	教育関係者	教育委員
6	委員	石戸谷 雅子	教育関係者	小学校長
7	委員	米澤 勝義	地域住民代表	田代地区会長
8	委員	三浦 勝	行政関係者	住民課長

西目屋村地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会部員名簿

No.	氏名	区分	備考
1	佐藤 るり子	住民課職員	保健福祉係長
2	佐藤 あい子	住民課職員	主査
3	成田 彰宏	住民課職員	主任保健師
4	桑田 妙子	地域包括支援センター	主任介護支援専門員
5	三浦 健一	社会福祉協議会職員	主査
6	坂田 知陽	社会福祉協議会職員	主事
7	木村 千穂	在宅介護支援センター白神荘	管理者兼主任介護支援専門員
8	桂田 篤志	地域住民代表	田代・杉ヶ沢地区
9	西川 友子	地域住民代表	大秋・白沢地区
10	大瀧 晴美	地域住民代表	村市・藤川・居森平地区
11	三浦 裕美	児童クラブ	指導員
12	工藤 正子	保健協力員	代表



ふれあいネットワーク

<編集・発行>

発行 年 月

発行者 西目屋村住民課

〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字稲元 144 番地

Tel : 0172-85-2111 Fax : 0172-85-3040

社会福祉法人 西目屋村社会福祉協議会

〒036-1411 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字稲元 144 番地

Tel : 0172-85-2255 Fax : 0172-85-2265